

180 枢密院議長上奏陪審法案帝國議會へ提出の件裁可

〔大正十一年二月〕

可

〔注記1〕

陪審法案帝國議會へ提出ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正十一年二月二十八日

内閣総理大臣子爵 高橋是清 印

(注記2) 大正十一年二月二十七日 内閣書記官長花押内閣書記官 印 印 印 印 印

内閣総理大臣 花押 (高橋)

法制局長官 印

外務大臣 大蔵大臣花押 (高橋)

海軍大臣花押 (高橋)

文部大臣花押 (中橋)

通信大臣花押 (野田)

内務大臣花押 (床次)

陸軍大臣 司法大臣花押 (天本)

農商務大臣花押 (山本)

鉄道大臣花押 (元田)

別紙枢密院議長上奏陪審法案ヲ審査スルニ右ハ枢密院議決ノ通

閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

上奏案ノ通

陪審法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

(朱書) 〔大正十一年二月二十八日〕 (衆へ)

内閣総理大臣

各省大臣

臣等陪審法案帝國議會へ提出ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十七日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

大正十一年二月二十七日

枢密院議長子爵 清浦奎吾

陪審法

第一章 総則

第二章 陪審員及陪審ノ構成

第三章 陪審手続

第一節 公判準備

第二節 公判手続及公判ノ裁判

第三節 上訴

第四章 特別陪審

第五章 陪審費用

第六章 罰則

第七章 補則

附則

陪審法

第一章 総則

第一条 裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ

評決(朱總)ニ付シテ事実ノ判断ヲ為スコトヲ得

第二条 左ニ掲クル罪(加筆・朱書)〔死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮〕ニ該ル事

件ハ之ヲ陪審ノ評決(朱總)ニ付ス

一 死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪

二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

第三条 短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付被告人ノ請

求アリタルトキハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付ス

第四(三)条 前二条以外ノ罪(加筆・朱書)〔長期三年ヲ超エル有期ノ懲役又

ハ禁錮〕ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノニ

付被告人(加筆・朱書)〔ノ〕陪審費用ヲ予納シテ請求シ(朱總)〔アリ〕タルトキ

ハ事件(朱總)〔之〕ヲ陪審ノ評決(朱總)ニ付ス

第五条 被告人無資力ナル場合ニ於テ前条ノ事件ニ付陪審費用

ヲ予納セスシテ請求シタルトキハ之ヲ陪審ノ評決ニ付スルコ

トヲ得

前項ノ場合ニ於テハ検事ノ意見ヲ聴クヘシ

第六条 第二条乃至前条ノ規定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評決ニ付ス

ル場合ヲ除クノ外裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ陪審ノ評決ニ付

スルコトヲ得

第四条 左ニ掲クル罪ニ該ル事件ハ前二条ノ規定ニ拘ラス之ヲ

陪審ノ評決ニ付セス

一 大審院ノ特別權限ニ属スル罪

二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

三 軍機保護法、陸軍刑法又ハ海軍刑法ノ罪其ノ他軍機ニ関

シ犯シタル罪

四 法令ニ依リテ行フ公選ニ関シ犯シタル罪

第七(五)条 第三条乃至第五条ノ請求ハ第一回公判期日前ニ之

ヲ為スヘシ但シ其ノ期日前ト雖最初ニ定メタル公判期日ノ召

喚ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ

得ス

第八(二)条 被告人ハ検事ノ被告事件陳述前ハ何時ニテモ事件

ヲ陪審ノ評決(朱總)ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下クルコ

トヲ得

前項ノ場合ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評決(朱總)ニ付スルコトヲ得

ス

第九(七)条 被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ公訴

事実ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評決(朱總)ニ付スルコトヲ

得ス但シ共同被告人中公訴事実ヲ認メサル者アルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第十条 共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキ者アルトキ

ハ当該被告人事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求

ヲ取下ケタル場合ヲ除クノ外他ノ共同被告人ノ請求ナシト雖

總テノ被告人ニ付事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘシ

第十一条 共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辞シ

又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ之ヲ他ノ被告人ト分離シ

テ審判スヘシ

第十二条 同一手續ニ依リ審判スヘキ併合罪中其ノ一ノ罪ニ付

事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキトキハ他ノ罪ニ付亦之ヲ陪審ノ

評決ニ付スヘシ

第十三条 区裁判所其ノ受理シタル事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘ

キモノトシタルトキハ決定ヲ以テ之ヲ管轄地方裁判所ニ移送

スヘシ

第十四(八)条 地方ノ情況ニ由リ陪審ノ評決(議)公平ヲ失スル

ノ虞アルトキハ検事ハ直近上級裁判所ニ管轄移転ノ請求ヲ為

スコトヲ得

公判ニ繫属スル事件ニ付前項ノ請求アリタルトキハ訴訟手続

ヲ停止スヘシ

第十五(九)条 前条第一項ノ請求ヲ為スニハ理由ヲ附シタル請

求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ検事ヲ經由スヘシ

公判ニ繫属スル事件ニ付管轄移転ノ請求ヲ為シタルトキハ速

ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知シ且請求書ノ謄本ヲ被告人ニ交付ス

ヘシ

被告人ハ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ意見書ヲ差出

スコトヲ得

管轄裁判所ハ検事ノ意見ヲ聴キ決定ヲ為スヘシ

第十六条 管轄移転ノ請求アリタルトキハ被告人ハ検事ノ被告

事件陳述後ト雖其ノ決定アル迄事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付ス

ルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得

被告人事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ

取下ケタルニ因リ事件陪審ノ評決(議)ニ付スヘカラサルニ至

リタルトキハ検事ノ管轄移転ノ請求ハ之ヲ取下ケタルモノト

看作ス

共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付スルコトヲ辞シ又ハ

請求ヲ取下ケタル者アルトキハ其ノ被告人ニ関スル管轄移転

ノ請求ニ付亦前項ニ同シ

第十七(一)条 控(上)訴裁判所ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評決

(議)ニ付スルコトヲ得ス

第十八条 大審院ノ特別権限ニ属スル事件ハ之ヲ特別陪審ノ評

決ニ付ス

第二章 陪審員及陪審ノ構成

第十九(二)条 陪審員ハ左ノ各号ニ該当スル者タルコトヲ要ス

一 帝国臣民タル男子ニシテ三十歳以上タルコト

二 引続キ二年以上同一市町村内ニ住居スルコト

三 引続キ二年以上直接国税三円以上ヲ納ムルコト

四 讀ミ書キヲ為シ得ルコト

前項第二号及第三号ノ要件ハ其ノ年九月一日ノ現在ニ依ル

第二十(三)条 左ニ掲クル者ハ陪審員タルコトヲ得ス

一 禁治産者、準禁治産者

二 破産者ニシテ復権ヲ得サルモノ

三 聾者、啞者、盲者

四 懲役、六年以上ノ禁錮、旧刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ

処セラレタル者

第二十一(十四)条 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムル

コトヲ得ス

一 国务大臣

二 在職ノ判事、検事、陸軍法務官、海軍法務官

三 在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官

四 在職ノ宮内官吏

五 現役ノ陸軍軍人、海軍軍人

六 在職ノ庁府県長官、郡長、島司

七 在職ノ警察官吏

八 在職ノ監獄官吏

九 在職ノ裁判所書記長、裁判所書記

十 在職ノ収税官吏、税関官吏、専売官吏

十一 郵便電信電話鉄道及軌道ノ現業ニ従事スル者並船員

十二 市町村長

十三 弁護士、特許弁理士

十四 公証人、執達吏、代書人

十五 在職ノ小学校教員

十六 神官、神職、僧侶、諸宗教師

十七 医師、歯科医師、薬剤師

十八 学生、生徒

第二十二(十五)条 陪審員ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除

斥セラルヘシ

一 陪審員被害者ナルトキ

二 陪審員私訴当事者ナルトキ

三 陪審員被告人、被害者若ハ私訴当事者ノ親族ナルトキ又

ハ親族タリシトキ

四 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ属スル家ノ戸主

又ハ家族ナルトキ

五 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後

見監督人又ハ保佐人ナルトキ

六 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ同居人又ハ雇人

ナルトキ

七 陪審員事件ニ付告発ヲ為シタルトキ

八 陪審員事件ニ付証人又ハ鑑定人ト為リタルトキ

九 陪審員事件ニ付被告人ノ代理人、弁護人、輔佐人又ハ私

訴当事者ノ代理人ト為シタルトキ

十 陪審員事件ニ付判事、検事、司法警察官又ハ陪審員トシ

テ職務ヲ行ヒタルトキ

第二十三(十六)条 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ヲ辞スルコト

ヲ得

一 六十歳以上ノ者

二 在職ノ官吏、公吏、教員

三 貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ

議員但シ会期中ニ限ル

第二十四(二)条 地方裁判所長ハ毎年九月一日迄ニ翌年所要ノ

陪審員ノ員数ヲ定メ管轄区域内ノ市町村ニ割当テ之ヲ市町村

長ニ通知スヘシ

第二十五(十七)条 市町村長前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ

年(ハ毎年陪審員資格者名簿ヲ調製シ)九月一日現在ニ依リ其

ノ市町村内ニ於テ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ割当テラレタル員

数ノ二倍ノ陪審員候補者ヲ選定シ其ノ年九月三十日迄ニ陪審

員候補者仮名簿ヲ調製スヘシ(加筆・朱書)

陪審員候補(朱總)〔資格〕者仮名簿ニハ陪審員候補(加筆・朱書)〔資格〕者ノ氏名、

身分、職業、居住地、生年月日及納税額ヲ記載スヘシ

市町村長ハ陪審員候補(朱總)〔資格〕者仮名簿ノ副本ヲ調製シ之ヲ管

轄区裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十六〔十八〕条 市町村長ハ十月一日ヨリ七日間其ノ庁ニ於

テ陪審員候補(朱總)〔資格〕者仮名簿ヲ縦覧ニ共スヘシ

第二十七〔十九〕条 法律ニ違反シテ陪審員候補(朱總)〔資格〕者仮名

簿ニ登載セラレタル者ハ縦覧期間内及其ノ後七日内ニ市町村

長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

〔加筆・朱書〕法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿ニ登載セラレサル者ハ前項

ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

異議ノ申立ハ書面ヲ以テシ其ノ理由ヲ説明スヘシ

第二十八条 市町村長異議ノ申立ヲ正当トスルトキハ遅滞ナク

陪審員候補(朱總)〔資格〕者仮名簿 ヨリ異議申立人ノ氏名ヲ抹消

〔ヲ修正〕シ其ノ旨ヲ管轄区裁判所判事及異議申立人ニ通知ス

ヘシ

市町村長異議ノ申立ヲ不当トスルトキハ遅滞ナク意見ヲ附シ

申立書ヲ管轄区裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十九〔二〕条 前条第二項ノ場合ニ於テ区裁判所判事異議ノ

申立ノ理由ナシトスルトキハ其ノ旨ヲ市町村長及異議申立人

ニ通知スヘシ異議ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ陪審員候補(朱總)

〔資格〕者仮名簿ヨリ異議申立人ノ氏名ヲ抹消〔ヲ修正〕スヘキ

コトヲ命シ其ノ旨ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタルトキヨリ二十日内

ニ之ヲ為スヘシ

第三十〔二十三〕条 市町村長ハ前二条(朱總)〔前条ノ通知ヲ受ケタル

トキハ第二十条及第二十一条〕ノ規定ニ依リ整理シタル陪審

員候補(朱總)〔資格〕者仮名簿ニ基キ〔抽籤ヲ以テ〕第二十四条

〔前〕条ノ規定ニ依リ割当テラレタル員數ノ陪審員候補者ヲ選

定シ陪審員候補者名簿ヲ調製スヘシ

〔前項〕ノ抽籤ハ資格者三人以上ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第二十五〔十七〕条 第二項及第三項ノ規定ハ陪審員候補者名簿

ニ之ヲ準用ス

第三十一〔二十四〕条 区裁判所判事ハ陪審員候補者ノ選定ニ関

スル事務ニ付市町村長ヲ監督ス

区裁判所判事ハ前項ノ事務ニ付市町村長ニ必要ナル指示ヲ為

スコトヲ得

第三十二〔二十五〕条 市町村長ハ十一月三十日迄ニ陪審員候補

者名簿ヲ管轄地方裁判所長ニ送付スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者ニ其ノ旨ヲ

通知シ且其ノ氏名ヲ告示スヘシ

第三十三〔二十六〕条 市町村長前条ノ規定ニ依リ陪審員候補者

名簿ヲ送付シタル後其ノ候補者中死亡シ若ハ国籍ヲ喪失シタ

ル者アルトキハ第二十三〔三〕条若ハ第二十一〔十四〕条ノ各号ノ

一ニ該当スルニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク之

ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

第三十四〔二十七〕条 陪審ノ評決〔議〕ニ付スヘキ事件ニ付公判

期日定リタルトキハ地方裁判所長ハ予メ定メタル市町村ノ順序ニ依リ各陪審員候補者名簿ヨリ一人又ハ数人ノ陪審員ヲ抽籤シ陪審員三十六人ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第三十五(加筆・朱書)〔二十八〕条 陪審員トシテ呼出ニ応シタル者ハ其ノ市町村ニ於ケル陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者四分ノ三

呼出ニ応シタル後ニ非サレハ其ノ年内再ヒ陪審員ニ選定セラレルコトナシ

(朱總)〔加筆・朱書〕

第三十六(加筆・朱書)〔二十九〕条 陪審員ハ十二人ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成ス

第三十七(朱總)条 陪審ハ検事被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審ノ答申ヲ朗読スル迄同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ要ス

第三十八(加筆・朱書)〔二〕条 裁判長ハ事件二日以上引続キ開廷ヲ要スト思料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人又ハ数人ノ補充陪審員ヲ公判ニ立会ハシムルコトヲ得

補充陪審員ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス

補充陪審員数人アル場合ニ於テ前項ノ職務ヲ行フハ第七十三(加筆・朱書)〔六十五〕条ノ規定ニ依リ為シタル抽籤ノ順序ニ依ル

第三十九(加筆・朱書)〔二〕条 同日ニ数箇ノ事件ノ公判ヲ開ク場合ニ於テハ数箇ノ事件ニ付同一ノ陪審員ヲ以テ陪審ヲ構成スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ最初ノ事件ノ取調前其ノ手続ヲ為スヘシ

第四十(加筆・朱書)〔三十三〕条 検事及被告人異議ナキトキハ一ノ事件ノ為構成セラレタル陪審ヲシテ同日ニ審理スヘキ他ノ事件ノ為其

ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十一(加筆・朱書)〔三十四〕条 陪審員ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日当及止宿料ヲ給与ス

第三章 陪審手続

第一節 公判準備

第四十二(加筆・朱書)〔三十五〕条 陪審ノ評決〔議〕ニ付スヘキ事件ニ付テハ

裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第四十三(加筆・朱書)〔三十六〕条 被告人公判準備期日前弁護士ヲ選任セザルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ弁護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セザルトキハ同一ノ弁護士ヲシテ数人ノ弁護ヲ為サシムルコトヲ得

第四十四(加筆・朱書)〔三十七〕条 公判準備期日ニハ被告人及弁護士ヲ召喚スヘシ

公判準備期日ハ之ヲ検事ニ通知スヘシ

第四十五(加筆・朱書)〔三十八〕条 召喚状ノ送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日ノ猶予期間ヲ存スヘシ

第四十六(加筆・朱書)〔三十九〕条 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求ニ因リ事件ヲ陪審ノ評決〔議〕ニ付スヘキモノトシタルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

第四十七(朱總)条 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定数ノ判事、検事及裁判所書記列席シテ之ヲ為ス

公判準備期日ニ於テハ弁護士出頭スルニ非サレハ取調ヲ為スコトヲ得ス弁護士人数人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

中央大学史資料集 第14集

〔朱總〕罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ノ被告人ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

第四十八〔二〕条 当該被告人ノ請求ニ因ラスシテ〔加筆・朱書〕

定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評決〔議〕ニ付スルトキハ裁判長ハ被

告人ニ対シ事件ヲ陪審ノ評決〔議〕ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ

旨ヲ告知スヘシ

第四十九〔二〕条 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴事実ニ付

出頭シタル被告人ヲ訊問スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

検事及弁護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ

得

第五十〔四十二〕条 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル証

拠調ノ決定ヲ為スヘシ

検事、被告人及弁護人ハ証人訊問、鑑定、検証又ハ証拠物若

ハ証拠書類ノ集取ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

第五十一〔四十四〕条 裁判所書記ハ公判準備調書ヲ作り公判準

備期日ニ於ケル被告人ニ対スル訊問及其ノ供述、検事被告人

弁護人ノ申立、裁判所ノ裁判其ノ他一切ノ訴訟手続ヲ記載ス

ヘシ

第五十二〔四十五〕条 公判準備調書ニハ前条ニ規定スル事項ノ

外被告事件、被告人又ハ其ノ代理人及出頭シタル弁護人ノ氏

名並手続ヲ為シタル裁判所年月日及裁判長陪席判事検事裁判

所書記ノ官氏名ヲ記載シ被告人又ハ其ノ代理人出頭セサルト

キハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十三〔四十六〕条 公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判

長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ検閲シ意見アルトキハ

其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十四〔四十七〕条 検事、被告人及弁護人ハ公判準備期日前

第五十〔四十二〕条第二項ノ請求ヲ為スコトヲ得公判期日七日

前迄亦同シ

第五十〔四十二〕条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五〔四十八〕条 裁判所公判準備期日外ニ於テ証拠決定ヲ

為シタルトキハ之ヲ検事、被告人及弁護人ニ通知スヘシ

第五十六〔四十九〕条 公判準備日外ニ於テ証人又ハ鑑定人ノ訊

問ヲ為ストキハ被告人モ亦之ニ立会フコトヲ得

裁判所外ニ於テ前項ノ手続ヲ為ストキハ拘禁セラレタル被告

人ハ之ニ立会フコトヲ得ス但シ裁判所必要ト認ムルトキハ之

ニ立会ハシムルコトヲ得

第五十七条 前条第一項ノ手続ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人

ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十八〔二〕条 公判準備中陪審ノ評決〔議〕ニ付スヘカラサル

事由生シタルトキハ通常ノ手続ニ從ヒ審判ヲ為スヘシ

公判準備期日ニ於テ前項ノ事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公

判期日トス但シ訴訟關係人中出頭セサル者アルトキハ此ノ限

ニ在ラス

第五十九(二)条 (朱總 加筆・朱書) 被告人ハ公判準備期日ニ管轄違ノ申立ヲ為ス

コトヲ得

前項ノ申立ハ予審ヲ經タル事件ニ付テハ予審判事ニ対シテ其

ノ申立ヲ為シタル場合ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第六十(五十三)条 (朱總 加筆・朱書) 裁判所公判準備期日ニ公訴棄却又ハ管轄違

ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ為スヘシ

第六十一(五十四)条 (朱總 加筆・朱書) 裁判所公判準備期日ニ免訴ノ原由アルコ

トヲ認メタルトキハ決定ヲ為スヘシ

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起

スルコトヲ得ス

第六十二(五十五)条 (朱總 加筆・朱書) 前二条ノ決定ヲ為スニハ訴訟關係人ノ意

見ヲ聴クヘシ

決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第六十三(五十六)条 (朱總 加筆・朱書) 第五十八(二)条又ハ第六十(五十二)条ノ

場合ニ於テ公判準備中ニ為シタル手續ハ其ノ効力ヲ失ハス

第六十四(五十七)条 (朱總 加筆・朱書) 公判期日ニハ第三十四(二十七)条ノ規定

ニ依リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第四十五(二十八)条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五(五十八)条 (朱總 加筆・朱書) 陪審員ニ対スル呼出状ニハ出頭スヘキ日

時、場所及呼出ニ応セサルトキハ過料ニ処スルコトアルヘキ

旨ヲ記載スヘシ

第六十六(五十九)条 (朱總 加筆・朱書) 陪審員疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由

ニ因リ呼出ニ応スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ職務ヲ辞

スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ事由ヲ説明ス

ヘシ

第二節 公判手續及公判ノ裁判

第六十七条 (朱總) 罰金以下ノ刑ニ該ル事件ニ付被告人及其ノ代理人

公判期日ニ出頭セサルトキハ通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ為スヘ

シ

第六十八条 (朱總) 陪審構成ノ手續ハ判事、檢事、裁判所書記、被告

人、弁護人及陪審員列席シ公判廷ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ手續ハ之ヲ公行セス

第六十九(二)条 (朱總 加筆・朱書) 前条第一項ノ手續ハ陪審員二十四人以上出頭

スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

出頭シタル陪審員二十四人ニ達セサルトキハ裁判長ハ之ヲ補

充スル為裁判所所在地又ハ其ノ附近ノ市町村ノ陪審員候補者

名簿ヨリ抽籤ヲ以テ必要ナル員數ノ陪審員ヲ選定シ便宜ノ方

法ニ依リ之ヲ呼出スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第七十(六十二)条 (朱總 加筆・朱書) 陪審員二十四人以上出頭シタルトキハ裁判

長ハ其ノ氏名、職業及住居地ヲ記載シタル書面ヲ示シ檢事及

被告人ニ対シ陪審員中除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問フヘシ

裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ

原由アリヤ否ヲ問フヘシ

檢事、被告人及陪審員除斥ノ原由アリトスルトキハ其ノ旨ノ

申立ヲ為スヘシ

除斥ノ原由アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

第七十一(六十三)条 (朱總 加筆・朱書) 出頭シタル陪審員中第十九(二)条乃至第

〔朱總〕〔加筆・朱書〕
二十一〔十四〕条ノ規定ニ依リ陪審員タル資格ヲ有セサル者ア

リトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

〔朱總〕〔加筆・朱書〕
第七十二〔六十四〕条 検事及被告人ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員
及補充陪審員ノ員數ヲ超過スル員數ニ付各其ノ半数ヲ忌避ス
ルコトヲ得

忌避スルコトヲ得ヘキ人員奇數ナルトキハ被告人ハ尚一人ヲ
忌避スルコトヲ得

被告人數人アルトキハ忌避ハ共同シテ之ヲ行フ共同ノ方法ニ
付協議整ハサルトキハ忌避ヲ行ハシムル方法ハ裁判長之ヲ定

ム

〔朱總〕〔加筆・朱書〕
第七十三〔六十五〕条 裁判長ハ陪審員ノ氏名票ヲ抽籤函ニ入レ

タル後検事及被告人ノ忌避スルコトヲ得ル員數ヲ告知スヘシ
裁判長ハ氏名票ヲ一票宛抽籤函ヨリ抽出シ之ヲ讀上クヘシ

裁判長氏名ヲ讀上ケタルトキハ検事及被告人ハ承認又ハ忌避
スル旨ヲ陳述スヘシ其ノ順序ハ検事ヲ先ニシ被告人ヲ後ニス
忌避ノ理由ハ之ヲ陳述スルコトヲ得ス

次ノ氏名票ヲ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ為ササルトキハ承
認ノ陳述ヲ為シタルモノト看作ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣
言スル迄陳述ヲ為ササルトキ亦同シ

陳述ハ次ノ氏名票ヲ抽出シタル後ハ之ヲ取消スコトヲ得ス裁
判長抽籤終リタル旨ヲ宣言シタル後亦同シ

〔朱總〕〔加筆・朱書〕
第七十四〔六十六〕条 前条ノ手續ニ依リ陪審ヲ構成スヘキ陪審

員及補充陪審員ノ數ヲ充シタルトキハ裁判長ハ抽籤終リタル
旨ヲ宣言スヘシ

〔朱總〕〔加筆・朱書〕
第七十五〔六十七〕条 陪審ヲ構成スヘキ陪審員ハ初二當籤シタ

ル十二人ヲ以テ之ニ充テ補充陪審員ハ其ノ他ノ當籤者ヲ以テ
之ニ充ツ

〔朱總〕〔加筆・朱書〕
第七十六〔六十八〕条 陪審員ハ第七十三〔六十五〕条ノ規定ニ依

リ為シタル抽籤ノ順序ニ從ヒ著席スヘシ

〔朱總〕〔加筆・朱書〕
第七十七〔六十九〕条 裁判長ハ検事ノ被告事件陳述前陪審員ニ

對シ陪審員ノ心得ヲ諭告シ之ヲシテ宣誓ヲ為サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ為スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ公平誠実ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ

誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ陪審員ヲシテ之ニ署名捺印

セシムヘシ

〔朱總〕
第七十八条 裁判長ハ陪席判事ノ一人ヲシテ被告人ノ訊問及証

拠調ヲ為サシムルコトヲ得

陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、証人、鑑定人、通事及

翻譯人ヲ訊問スルコトヲ得

〔朱總〕〔加筆・朱書〕
第七十九〔二〕条 証拠ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ

直接ニ取調ヘタルモノニ限ル

〔朱總〕〔加筆・朱書〕
第八十〔七十二〕条 左ニ掲クル書類図画ハ之ヲ証拠ト為スコト

ヲ得

一 公判準備手續ニ於テ取調ヘタル証人ノ訊問調書

二 検証、押収又ハ搜索ノ調書及之ヲ補充スル書類図画

三 公務員ノ職務ヲ以テ証明スルコトヲ得ヘキ事實ニ付公務

員ノ作リタル書類

四 前号ノ事実ニ付外国ノ公務員ノ作リタル書類ニシテ其ノ真正ナルコトノ証明アルモノ

五 鑑定書又ハ鑑定調書及之ヲ補充スル書類図画

第八十一(七十)条 裁判所、予審判事、受命判事、受託判事其

ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判権ヲ有スル官署、検事、司法警察官又ハ訴訟上ノ共助ヲ為ス外国ノ官署ノ作リタル訊問調書及之ヲ補充スル書類図画ハ左ノ場合ニ限り之ヲ証拠ト為スコトヲ得

一 共同被告人若ハ証人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ

二 被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ

三 被告人又ハ証人公判廷ニ於テ供述ヲ為ササルトキ

第八十二(七十四)条 前二条ノ場合ノ外裁判外ニ於テ被告人其ノ他ノ者ノ供述ヲ録取シタル書類又ハ裁判外ニ於テ作成シタル書類図画ハ供述者若ハ作成者死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ召喚シ難キトキニ限り之ヲ証拠ト為スコトヲ得

第八十三(七十五)条 証拠ト為スコトニ付訴訟關係人ノ異議ナ

キ書類図画ハ前三条ノ規定ニ拘ラス之ヲ証拠ト為スコトヲ得

第八十四(七十六)条 証拠調終リタル後検事、被告人及弁護人ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシ

弁護人数人アル場合ニ於テ被告人ノ為ニスル意見ノ陳述ハ重

複シテ之ヲ為スコトヲ得ス

公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之ヲ援用スルコトヲ得ス

被告人又ハ弁護人ニハ最終ニ陳述スル機会ヲ与フヘシ

第八十五(七十七)条 前条ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ

要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評決(議)ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス

第八十六(七十八)条 裁判長ノ説示ニ対シテハ異議ヲ申立ツル

コトヲ得ス

第八十七(七十九)条 裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審

ニ於テ然リ又ハ然ララスト答ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評決(議)セシムル為之ヲ為スモノトス

補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評決(議)セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為ス

モノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル原由ト為ルヘキ事実ノ有無ヲ評決(議)セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別

シテ之ヲ為スヘシ

第八十八条 陪審員、検事、被告人及弁護人ハ問ノ変更ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

第八十九(二)条 裁判長ハ問書ニ署名捺印シ之ヲ陪審ニ交付ス

ヘシ

陪審員ハ問書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第九十〔八十二〕条 裁判長ハ評決〔議〕ヲ為サシムル為陪審員ヲ

シテ評議室ニ退カシムヘシ

裁判長ハ公判廷ニ於テ示シタル証拠物及証拠書類ヲ陪審ニ交

付スルコトヲ得

第九十一〔八十二〕条 陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレ

ハ評決〔議〕ヲ了ル前評議室ヲ出テ又ハ他人ト交通スルコトヲ

得ス

陪審員ニ非サル者ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議室

ニ入ルコトヲ得ス

第九十二〔八十四〕条 陪審ノ評決〔答申〕前陪審員ヲシテ裁判所

ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ対シ滞留ノ場

所及他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシ

第九十三〔八十五〕条 陪審員第九十一〔八十二〕条第一項ノ規定

ニ違反シタルトキ又ハ前条ノ規定ニ依リ指示セラレタル事項

ヲ遵守セサルトキハ裁判所ハ其ノ陪審員ニ対シ職務ノ執行ヲ

禁止スルコトヲ得

第九十四〔八十六〕条 陪審員ハ陪審長ヲ互選スヘシ

陪審長ハ議事ヲ整理ス

第九十五〔八十七〕条 陪審ハ評決〔議〕ヲ了ル前更ニ説示ヲ請求

スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公判廷ニ於テ其ノ申立ヲ為ス

ヘシ

第九十六〔八十八〕条 評決〔答申〕ハ問ニ対シ然リ又ハ然ラスノ

語ヲ以テ之ヲ為スヘシ但シ問ニ掲クル事実ノ一部ヲ肯定又ハ

否定スルトキハ之ニ付然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ評決

〔答申〕ヲ為スヘシ

第九十七〔八十九〕条 評決〔議〕ハ先ツ主問ニ付之ヲ為スヘシ

主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキハ之ニ付評決

〔議〕ヲ為スヘシ

第九十八条 陪審員ハ問ニ付各其ノ意見ヲ表示スヘシ

陪審長ハ最後ニ其ノ意見ヲ表示スヘシ

第九十九〔二〕条 犯罪構成事実ヲ肯定スル評決ヲ為スニハ陪審

員ノ過半数ノ意見ニ依ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ肯定ノ評決ヲ為スコト能ハ〔犯罪構成事実

ヲ肯定スル陪審員ノ意見其ノ過半数ニ達セ〕サルトキハ

〔之ヲ〕否定ノ評決ヲ為シタルモノトス

第一百〔九十二〕条 答申ハ問書ニ記載シ陪審長署名捺印シテ之ヲ

裁判長ニ提出スヘシ

答申ニ不備又ハ齟齬アルトキハ裁判長ハ問書ヲ返付シ更ニ

評決〔議〕ヲ為シ答申ヲ訂正スヘキ旨ヲ命スヘシ

第一百〔九十三〕条 裁判長ハ公判廷ニ於テ裁判所書記ヲシテ問

及之ニ対スル陪審ノ答申ヲ朗読セシムヘシ

第一百〔九十四〕条 前条ノ手続終リタルトキハ裁判長ハ陪審員

ヲ退廷セシムヘシ

第一百〔九十五〕条 裁判所陪審ノ評決〔答申〕ヲ不当ト認ムルト

キハ〔訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス〕決定ヲ以テ事件ヲ

更ニ他ノ陪審ノ評決〔議〕ニ付スルコトヲ得

第四百九十六(加筆・朱書)条 陪審犯罪構成事実ヲ肯定スルノ答申ヲ為シタル(加筆・朱書)場合ニ於テ裁判所前条ノ決定ヲ為ササル)トキハ検事ハ

適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スヘシ

被告人及弁護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

被告人又ハ弁護人ニハ最終ニ陳述スル機会ヲ与フヘシ

第一百五(加筆・朱書)条 (陪審ノ答申ヲ採択シテ)判決ノ言渡ヲ為スニハ裁判所ハ陪審ノ評決(議)ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル

旨ヲ示スヘシ

有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事実及法令ノ適用ヲ示スヘシ刑ノ加重減免ノ原由タル事実上ノ主張アリタルトキハ之

ニ対スル判断ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ為スニハ犯罪構成事実ヲ認メサルコト又ハ被告事件罪ト為ラサルコトヲ示スヘシ

第一百六(加筆・朱書)条 引続キ七日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ

公判手続ヲ更新スヘシ

陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ補充陪審員ナキトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ場合ニ於テハ新ニ陪審構成ノ手続ヲ為スヘシ

第一百七(九十九)条 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス公訴棄却、管轄違又ハ免訴ノ裁判ヲ為スヘキ原由アルコト

ヲ認メタル場合ニ於テハ陪審ノ評決(議)ニ付セスシテ審判ヲ

為スヘシ

第一百八条 裁判所書記ハ陪審員ノ氏名、陪審ノ構成其ノ他陪審

ニ関スル訴訟手続及裁判長ノ説示ノ要領ヲ公判調書ニ記載ス

ヘシ

第三節 上訴

第一百九(二)条 陪審ノ評決ニ付(答申ヲ採択)シテ事実ノ判断ヲ

為シタル事件ノ判決ニ対シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ス

第一百十(二)条 陪審ノ評決ニ付(答申ヲ採択)シテ事実ノ判断ヲ

為シタル事件ノ判決ニ対シテハ大審院ニ上告ヲ為スコトヲ得

第一百十一(二)条 上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ対シ

上告ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得

但シ事実ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一百十二(四)条 左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノト

ス

一 法律ニ従ヒ陪審ヲ構成セサリシトキ

二 第十九(二)条第一項第一号又ハ第二十二(二十三)条ノ規定ニ

依リ陪審員タルコトヲ得サル者評決(議)ニ関シ与シタルト

キ但シ評決(議)了ル)前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキ

ハ此ノ限ニ在ラス

三 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ陪審員評決

(議)ニ関与シタルトキ但シ第七十(六十二)条第三項ノ申

立ヲ為ササシリトキハ此ノ限ニ在ラス

四 忌避セラレタル陪審員評決(議)ニ関与シタルトキ但シ

評決(議)了ル)前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ

限ニ在ラス

五 裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキ

六 裁判長証拠トシテ説示シタルモノ法律上証拠ト為スコト

ヲ得サルモノナルトキ

七 裁判長法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタルトキ

第三百十三(五)条 上告裁判所原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ事

実ノ審理ヲ為サスシテ自ラ裁判ヲ為ス場合ヲ除クノ外事件ヲ

原裁判所ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル件ノ裁判所ニ移送

スヘシ

破毀ノ理由ト為リタル事項陪審ノ評決(議ノ結果)ニ影響ナキ

モノトナルトキハ陪審ノ答申ハ其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於

テハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答申以後ノ手續

ノミヲ為スヘシ

第四章 特別陪審

第三百十四(一)条 特別陪審員ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ之ヲ選定ス

一 枢密院議長、枢密院副議長、枢密顧問官

二 貴族院議員

三 衆議院議員

四 官立ノ大学ノ教授及公立私立ノ大学ノ教員ニシテ之ニ相

当スル者

第三百十五(一)条 特別陪審ハ前条各号ニ掲クル者各三人ヲ以テ之ヲ

構成ス

第三百十六(一)条 特別陪審ノ評決ニ付スヘキ事件ニ付公判期日定リ

タルトキハ大審院長ハ抽籤ヲ以テ第三百十四(一)条各号ニ掲クル者

ノ中ヨリ各八人ノ特別陪審員ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第三百十七(一)条 特別陪審構成ノ手續ハ第三百十四(一)条各号ニ掲クル者

各五人以上出頭スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三百十八(一)条 裁判長ハ出頭シタル特別陪審員ノ中ヨリ抽籤ヲ以

テ特別陪審ヲ構成スヘキ特別陪審員及第三百十四(一)条各号ニ掲ク

ル者各一人以上ノ補充特別陪審員ヲ選定スヘシ

第三百十九(一)条 第二十二(一)条、第三十七(一)条、第三十八(一)条第二項第三

項及第四十一(一)条ノ規定ハ特別陪審ニ之ヲ準用ス

第三章第一節及第二節ノ規定ハ第四十六(一)条、第四十七(一)条第三

項、第六十七(一)条、第六十九(一)条、第七十二(一)条及第七十三(一)条ノ規

定ヲ除クノ外特別陪審手續ニ之ヲ準用ス

第五(四)章 陪審費用

第三百二十(一)条 左ニ掲クルモノヲ以テ陪審費用トシ訴訟費用

ノ一部トス

一 陪審員又ハ特別陪審員ノ呼出ニ要スル費用

二 陪審員又ハ特別陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料

第三百二十一(一)条 陪審費用ハ第三条ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ

為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トシ(朱總)第四条ノ場

合ニ於テハ陪審費用ヲ予納シタル被告人ノ負担トス

第六(五)章 罰則

第三百二十二(一)条 陪審員又ハ特別陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ

五百円以下ノ過料ニ処ス

一 故ナク呼出ニ応セサルトキ

二 宣誓ヲ拒ミタルトキ

三 第九十一(一)八十三(一)条第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

四 故ナク退廷シタルトキ

五 第九十二(加筆・朱書)〔八十四〕条ノ指示ニ違反シタルトキ

第二百二十三(加筆・朱書)〔九〕条 陪審員又ハ特別陪審員評議ノ顛末又ハ各員

ノ意見若ハ其ノ多少ノ数ヲ漏泄シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ事項ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載シタルトキハ新聞

紙ニ在リテハ編輯人及発行人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作

者及発行者ヲ二千円以下ノ罰金ニ処ス

第二百二十四(加筆・朱書)〔十〕条 裁判長ノ許可ヲ受ケスシテ陪審ノ評議室ニ

入り又ハ陪審ノ評決(議ヲ了ル)前裁判所内ニ於テ陪審員若ハ

特別陪審員ト交通シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第二百二十五(加筆・朱書)〔十一〕条 陪審ノ評決(議)ニ付セラレタル事件ニ付

陪審員又ハ特別陪審員ニ対シ請託ヲ為シ又ハ評決(議ヲ了ル)

前私ニ意見ヲ述ヘタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ

罰金ニ処ス

第二百二十六(加筆・朱書)〔十二〕条 過料ノ裁判ハ陪審員又ハ特別陪審員ヲ呼

出シタル裁判所検事ノ意見ヲ聴キ決定ヲ以テ之ヲ為スヘシ

前項ノ決定ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得此ノ抗告ハ執行ヲ

停止スル効力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手続法第二百八条ノ規定

ヲ準用ス

(朱總)第七(加筆・朱書)〔二六〕章 補則

第二百二十七(加筆・朱書)〔十二〕条 市制第六條ノ市又ハ沖繩県若ハ北海道ノ

区ニ於テハ本法中市ニ関スル規定ハ区ニ、市長ニ関スル規定

ハ区长ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ関スル規定ハ町
村ニ準用スヘキモノニ、町村长ニ関スル規定ハ町村长ニ準ス
ヘキ者ニ之ヲ適用ス

第二十八(加筆・朱書)〔十四〕条 第十九(加筆・朱書)〔二〕条ノ直接国税ノ種類ハ勅令ヲ以

テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ本法ヲ適用セス

(注記5) 大正十年十月二十一日 内閣書記官長(高橋) 内閣書記官(下修 木下)

内閣総理大臣 花押(原) 法制局長官 田

外務大臣 花押(内田) 海軍大臣 文部大臣 花押(高橋) 通信大臣 花押(野田)

内務大臣 花押(床次) 陸軍大臣 花押(山本) 司法大臣 花押(大木) 農商務大臣 花押(山本) 鉄道大臣 花押(元田)

曩ニ閣議決定第四十五帝國議會ニ提出ノ為枢密院へ御諮詢相成

タル陪審法案ハ同一帝國議會へ提出セラルヘキ刑事訴訟法改正

案(司法省確定案)ノ規定ニ順応シテ多少ノ修正ヲ加フルヲ妥

当ト認メラルルヲ以テ別冊ノ通り之ヲ修正スルコトニ閣議決定

相成可然ト認ム

(抹消)〔追テ本案決定ノ上ハ既ニ御諮詢中ノ陪審法案ト引換相成可然

ト認ム〕

(表紙)〔(注記7) 陪審法案 (注記8) 〕

陪審法案

陪審法

第一章 総則

第二章 陪審員及陪審ノ構成

第三章 陪審手續

第一節 公判準備

第二節 公判〔加筆・朱書〕〔手続及公判ノ裁判〕

第三節 上訴

第四章 特別陪審

第五章 陪審費用

第六章 罰則

第七章 補則

〔加筆〕
〔附則〕

陪審法

第一章 総則

第一条 裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評

決ニ付シテ事実ノ判断ヲ為スコトヲ得

第二条 左ニ掲クル罪ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評決ニ付ス

一 死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪

二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

第三条 短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付被告人ノ請

求アリタルトキハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付ス

第四条 前二条以外ノ罪ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ

属スルモノニ付被告人陪審費用ヲ予納シテ請求シタルトキハ

事件ヲ陪審ノ評決ニ付ス

第五条 被告人無資力ナル場合ニ於テ前条ノ事件ニ付陪審費用

ヲ予納セスシテ請求シタルトキハ之ヲ陪審ノ評決ニ付スルコ

トヲ得

前項ノ場合ニ於テハ検事ノ意見ヲ聴クヘシ

第六条 第二条乃至前条ノ規定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評決ニ付ス

ル場合ヲ除クノ外裁判所ハ職権ヲ以テ事件ヲ陪審ノ評決ニ付

スルコトヲ得

第七条 第三条乃至第五条ノ請求ハ第一回公判期日前ニ之ヲ為

スヘシ但シ其ノ期日前ト雖最初ニ定メタル公判期日ノ〔抹消〕

〔加筆・朱書〕〔召換〕ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ為スコ

トヲ得ス

第八条 被告人ハ検事ノ被告事件陳述前ハ何時ニテモ事件ヲ陪

審ノ評決ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得ス

第九条 被告人公判又ハ公判準備に於ケル取調ニ於テ公訴事実

ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得ス但シ

共同被告人中公訴事実ヲ認メサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラ

ス

第十条 共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキ者アルトキ

ハ当該被告人事件ヲ陪審ノ評決ニ付スル事ヲ辞シ又ハ請求ヲ

取下ケタル場合ヲ除クノ外他ノ共同被告人ノ請求ナシト雖總

テノ被告人ニ付事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘシ

第十一条 共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辞シ

又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ之ヲ他ノ被告人ト分離シテ審判スヘシ

第十二条 同一手續ニ依リ審判スヘキ併合罪中其ノ一ノ罪ニ付事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキトキハ他ノ罪ニ付亦之ヲ陪審ノ評決ニ付スヘシ

第十三条 区裁判所其ノ受理シタル事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキモノトシタルトキハ決定ヲ以テ之ヲ管轄地方裁判所ニ移送スヘシ

第十四条 地方ノ状況ニ由リ陪審ノ評決公平ヲ失スルノ処アルトキハ検事ハ直近上級裁判所ニ〔裁判〕管轄移転ノ請求ヲ為スコトヲ得

〔公判〕^(加筆・朱書)ニ繫属スル事件ニ付〔前項〕ノ請求アリタルトキハ訴訟手續ヲ停止スヘシ

第十五条 前条第一項ノ請求ヲ為スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ〔原〕^(抹消)〔管轄〕裁判所ニ差出スヘシ

〔前項〕ノ請求書ノ提出アリタルトキハ裁判所書記ハ其ノ謄本ヲ被告人ニ送達スヘシ〔前項〕ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ検事ヲ經由スヘシ

〔公判〕^(加筆・朱書)ニ繫属スル事件ニ付管轄移転ノ請求ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知シ且請求書ノ謄本ヲ被告人ニ交付スヘシ

被告人ハ謄本ノ〔送達〕^(抹消)〔交付〕^(加筆・朱書)ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

〔裁判〕^(抹消)所書記ハ請求書及意見書ヲ管轄裁判所ニ送付スヘシ管

轄裁判所ハ〔書類〕^(抹消)ニ依リ〔検事ノ意見ヲ聴キ〕^(加筆・朱書)決定ヲ為スヘシ

第十六条 〔裁判〕^(抹消)管轄移転ノ請求アリタルトキハ被告人ハ検事ノ被告事件陳述後ト雖其ノ決定アル迄事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下ケルコトヲ得

被告人事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下ケタルニ因リ事件陪審ノ評決ニ付スヘカラサルニ至リタルトキハ検事ノ〔裁判〕^(抹消)管轄移転ノ請求ハ之ヲ取下ケタルモノト看作ス

共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ其ノ被告人ニ関スル〔裁判〕^(抹消)管轄移転ノ請求ニ付亦前項ニ同シ

第十七条 控訴裁判所ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得ス

第十八条 大審院ノ特別権限ニ属スル事件ハ之ヲ特別陪審ノ評決ニ付ス

第二章 陪審員及陪審ノ構成

第十九条 陪審員ハ左ノ各号ニ該当スル者タルコトヲ要ス
一 帝国臣民タル男子ニシテ三十歳以上タルコト

二 引続キ二年以上同一市町村内ニ住居スルコト
三 引続キ二年以上直接国税三円以上ヲ納ムルコト

四 讀ミ書キヲ為シ得ルコト
前項第二号及第三号ノ要件ハ其ノ年九月一日ノ現在ニ依ル

第二十条 左ニ掲クル者ハ陪審員タルコトヲ得ス
一 禁治産者、準禁治産者

二 破産者ニシテ復権ヲ得サルモノ

三 聾者、啞者

四 懲役、六年以上ノ禁錮、旧刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ処セラレタル者

第二十一条 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムルコトヲ

得ス

一 國務大臣

二 在職ノ判事、検事、陸軍法務官、海軍法務官

三 在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官

四 在職ノ宮内官吏

五 現役ノ陸軍軍人、海軍軍人

六 在職ノ庁府県長官、郡長、島司

七 在職ノ警察官吏

八 在職ノ監獄官吏

九 在職ノ裁判所書記長、裁判所書記

十 在職ノ収税官吏、専売官吏

十一 郵便電信電話鉄道及軌道ノ現業ニ従事スル者並船員

十二 市町村長

十三 弁護士、特許弁理士

十四 公証人、執達人、代書人

十五 在職ノ小学校教員

十六 神官、神職、僧侶、諸宗教師

十七 医師、歯科医師、薬剤師

十八 学生、生徒

第二十二条 陪審員ノ左ノ場合ニ於テ〔其ノ〕^{〔採補〕}職務ノ執行ヨリ除

斥セラルヘシ

一 陪審員被害者ナルトキ

二 陪審員私訴当事者ナルトキ

三 陪審員被告人、被害者若ハ私訴当事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ

四 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ属スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ

五 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

六 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ同居人又ハ雇人ナルトキ

七 陪審員事件ニ付告発ヲ為シタルトキ

八 陪審員事件ニ付証人又ハ鑑定人ト為リタルトキ

九 陪審員事件ニ付被告人ノ代^{〔加味、朱筆〕}〔理〕人、弁護士、補佐人又ハ私訴当事者ノ代理人ト為リタルトキ

十 陪審員事件ニ付判事、検事、司法警察官又ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ

第二十三条 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ヲ辞スルコトヲ得

一 六十歳以上ノ者

二 在職ノ官吏、公吏、教員

三 貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員但シ会期中ニ限ル

第二十四条 地方裁判所長ハ毎年九月一日迄ニ翌年所要ノ陪審

員ノ員数ヲ定メ管轄区域内ノ市町村ニ割当てテ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

第二十五条 市町村長前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ年九月一日現在ニ依リ其ノ市町村内ニ於テ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ割当テラレタル員数ノ二倍ノ陪審員候補者ヲ選定シ其ノ年九月三十日迄ニ陪審員候補名簿ヲ調製スヘシ

陪審員候補者仮名簿ニハ陪審員候補者ノ氏名、身分、職業、居住地、生年月日及納税額ヲ記載スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者仮名簿ノ副本ヲ調製シ之ヲ管轄区裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十六条 市町村長ハ十月一日ヨリ七日間其ノ庁ニ於テ陪審員候補者仮名簿ヲ縦覧ニ供スヘシ

第二十七条 法律ニ違反シテ陪審員候補者仮名簿ニ登載セラレタル者ハ縦覧期間内及其ノ後七日内ニ市町村長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

異議ノ申立ハ書面ヲ以テシ其ノ理由ヲ疏明スヘシ

第二十八条 市町村長異議ノ申立ヲ正当トスルトキハ遅滞ナク陪審員候補者仮名簿ヨリ異議申立人ノ氏名ヲ抹消シ其ノ旨ヲ管轄区裁判所判事及異議申立人ニ通知スヘシ

市町村長異議ノ申立ヲ不当トスルトキハ遅滞ナク意見ヲ附シ申立書ヲ管轄区裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十九条 前条第二項ノ場合ニ於テ区裁判所判事異議ノ申立ヲ理由ナシトスルトキハ其ノ旨ヲ市町村長及異議申立人ニ通知スヘシ異議ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ陪審員候補者仮

名簿ヨリ異議申立人ノ氏名ヲ抹消スヘキコトヲ命ジ其ノ旨ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ之ヲ為スヘシ

第三十条 市町村長ハ前二条ノ規定ニ依リ整理シタル陪審員候補者仮名簿ニ基キ第二十四条ノ規定ニ依リ割当テラレタル員数ノ陪審員候補者名簿ヲ調製スヘシ

第二十五条第二項及第三項ノ規定ハ陪審員候補者名簿ニ之ヲ準用ス

第三十一条 区裁判所判事ハ陪審員候補者ノ選定ニ関スル事務ニ付市町村長ヲ監督ス

区裁判所判事ハ前項ノ事務ニ付市町村長ニ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

第三十二条 市町村長ハ十一月三十日迄ニ陪審員候補者名簿ヲ管轄地方裁判所長ニ送付スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且其ノ氏名ヲ告示スヘシ

第三十三条 市長村長前条ノ規定ニ依リ陪審員候補者名簿ヲ送付シタル後其ノ候補者中死亡シ若ハ国籍ヲ喪失シタル者アルトキ又ハ第二十条若ハ第二十一条ノ各号ノ一ニ該当スルニ至

リタル者アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク之ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

第三十四条 陪審ノ評決ニ付スヘキ事件ニ付公判期日定リタルトキハ地方裁判所長ハ予メ定メタル市町村ノ順序ニ依リ各陪

審員候補者名簿ヨリ一人又ハ数人ノ陪審員ヲ抽籤シ陪審員三十六人ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第三十五条 陪審員トシテ呼出ニ応シタル者ハ其ノ市町村ニ於ケル陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者四分ノ三呼出ニ応シタル後ニ非サレハ其ノ年内再ヒ陪審員ニ選定セラルルコトナシ

第三十六条 陪審八十二人ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成ス

第三十七条 陪審ハ検事被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審ノ答申ヲ朗読スル迄同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ要ス

第三十八条 裁判長ハ事件二日以上引続キ開廷ヲ要スト思料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人又ハ数人ノ補充陪審員ヲ公判ニ立会ハシムルコトヲ得

補充陪審員ハ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス

補充陪審員数人アル場合ニ於テ前項ノ職務ヲ行フハ第七十(抹消)(加筆・朱書)条ノ規定ニ依リ為シタル抽籤ノ順序ニ依ル

第三十九条 同日ニ数個ノ事件ノ公判ヲ開ク場合ニ於テハ数個ノ事件ニ付同一ノ陪審員ヲ以テ陪審ヲ構成スルコト(加筆)得此ノ場合ニ於テハ最初ノ事件ノ取調前其ノ手続ヲ為スヘシ

第四十条 検事及被告人異議ナキトキハ一人ノ事件ノ為構成セラレタル陪審ヲシテ同日ニ審理スヘキ他ノ事件ノ為其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十一条 陪審員ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日当及住宿料ヲ給与ス

第三章 陪審手続

節一節 公判準備

第四十二条 陪審ノ評決ニ付スヘキ事件ニ付テハ裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第四十三条 被告人公判準備期日前弁護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ弁護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人(抹消)及弁護士ニ異議ナキ(加筆・朱書)ノ利害相反セサルトキハ(加筆・朱書)同一ノ弁護(抹消)士一人ヲシテ(抹消)被告人数人ノ弁護ヲ為サシムルコトヲ得

第四十四条 公判準備期日ニハ被告人及弁護人ヲ(抹消)呼出(加筆・朱書)召喚スヘシ

公判準備期日ハ之ヲ検事ニ通知スヘシ

第四十五条 呼出(抹消)召喚(加筆・朱書)状ノ送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日ノ猶予期間ヲ存スヘシ

第四十六条 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求ニ因リ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキモノトシタルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

第四十七条 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定数ノ判事、検事及裁判所書記列席シテ之ヲ為ス

公判準備期日ニ於テハ弁護人出頭スルニ非サレハ取調ヲ為スコトヲ得ス弁護人数人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ノ被告人ハ代(加筆・朱書)理人ヲ出頭セシ

ムルコトヲ得

公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

第四十八条 当該被告人ノ請求ニ因ラスシテ事件ヲ陪審ノ評決

ニ付スルトキハ裁判長ハ被告人ニ対シ事件ヲ陪審ノ評決ニ付

スルコトヲ辞シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

第四十九条 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴事実ニ付出頭

シタル被告人ヲ訊問スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

検事及弁護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ

得

第五十条 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル証拠調ノ決

定ヲ為スヘシ

検事、被告人及弁護人ハ証人訊問、鑑定、検証又ハ証拠物

(加筆・朱書)〔若ハ証拠書類ノ〕集取ヲ請求スルコトヲ得

(抹消)〔前項ノ請求(アリタ)〕(加筆・朱書)〔ラ却下ス〕ルトキハ裁判所ハ決定ヲ為ス

ヘシ

第五十一条 裁判所書記ハ公判準備(抹消)〔始末〕(加筆・朱書)書ヲ作り公判準

備期日ニ於ケル被告人ニ対スル訊問及其ノ供述、検事被告人

弁護人ノ申立、裁判所ノ裁判其ノ他一切ノ訴訟手続ヲ記載ス

ヘシ

第五十二条 公判準備(抹消)〔始末〕(加筆・朱書)〔調〕書ニハ前条ノ規定スル事項ノ

外被告事件、被告人又ハ其ノ代(加筆・朱書)〔理〕人及出頭シタル弁護人ノ

氏名並手続ヲ為シタル裁判所年月日及裁判長陪席判事検事裁

判所書記ノ官氏名ヲ記載シ被告人又ハ其ノ代(加筆・朱書)〔理〕人出頭セサ

ルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十三条 公判準備(抹消)〔始末〕(加筆・朱書)〔調〕書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判

長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備(抹消)〔始末〕(加筆・朱書)〔調〕書ヲ検閲シ意見ア

ルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十四条 検事、被告人及弁護人ハ公判準備期日前第五十条

第二項ノ請求ヲ為スコトヲ得公判期日七日前迄亦同シ

第五十条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五条 裁判所公判準備期日外ニ於テ証拠決定ヲ為シタル

トキハ之ヲ検事、被告人及弁護人ニ通知スヘシ

(抹消)〔第五十六条 検事、被告人及弁護人ハ公判期日前証拠物ヲ裁判

所ニ提出スルコトヲ得〕

(抹消)〔第五十七条 裁判所ハ証人疾病其ノ他ノ事由ニ因リ公判期日ニ

出頭スルコト為ハスト思料スルトキハ公判期日前之ヲ訊問ス

ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ裁判所外ニ於テ証人ノ訊問

ヲ為スコトヲ得

裁判所外ニ於テ証人ノ訊問ヲ為スヘキトキハ受命判事ヲシテ

之ヲ為サシメ又ハ証人ノ現在地ヲ管轄スル裁判所ノ予審判

事、区裁判所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判権ヲ有スル官署

ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受命判事又ハ受託官署ハ証人訊問ニ付裁判所又ハ裁判長ニ属

スル処分ヲ為スコトヲ得

第五十八条 裁判所ハ公判期日前鑑定ヲ為サシメ又ハ差押、捜

索若ハ檢証ヲ為スコトヲ得

前条第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十〔九〕〔六〕〔公判準備期日外ニ於テ〕証人〔若ハ〕〔又ハ〕鑑

定人ノ訊問〔差押、搜索又ハ檢証〕ヲ為ス〔場合ニ於テ〕

〔トキ〕ハ〔檢事〕被告人〔及弁護人ハ〕〔モ亦〕之ニ立会フコト

ヲ得

裁判所外ニ於テ前項ノ手續ヲ為スコトキハ拘禁セラレタル被告

人ハ之ニ立会フコトヲ得ス但シ裁判所必要ト認ムルトキハ之

ニ立会ハシムルコトヲ得

第〔六十〕〔五十七〕条 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所

ハ〔前条ノ規定ニ依リ立会フコトヲ得ヘキ者〕〔被告人〕ニ之ヲ

通知スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第〔六十一〕〔五十八〕条 公判準備中陪審ノ評決ニ付スヘカラサ

ル事由生シタルトキハ通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ為スヘシ

公判準備期日ニ於テ前項ノ事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公

判期日トス但シ訴訟關係人中出頭セサル者アルトキハ此ノ限

ニ在ラス

第〔六十二〕〔五十九〕条 〔訴訟關係〕〔被告〕人ハ公判準備期日ニ

〔公訴〕不受理又ハ〔管轄違〕申立ヲ為スコトヲ得

〔前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ〕

〔前項ノ申立ハ予審ヲ經タル事件ニ付テハ予審判事ニ対シテ

其ノ申立ヲ為シタル場合ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス〕

第六十二〔三〕条 裁判所公判準備期時ニ公訴〔不受理又〕〔棄却又〕

ハ管轄違ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ為スヘシ

第六十〔四〕〔二〕条 裁判所公判準備期日ニ〔公訴権消滅〕

〔免訴〕ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ〔免訴ノ〕決定ヲ為ス

ヘシ

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起

スルコトヲ得ス

第六十〔五〕〔二〕条 前〔三〕〔二〕条ノ決定ヲ為スニハ訴訟關係人

ノ意見ヲ聴クヘシ

〔決定ハ之ヲ言渡スヘシ〕

決定ニ対シテハ〔即時〕抗告ヲ為スコトヲ得〔抗告期間ハ言渡

ノ日ヨリ三日トス〕

第六十〔六〕〔三〕条 第〔六十二〕〔五十八〕条〔乃至〕〔又ハ〕第六十

〔三〕条ノ場合ニ於テ公判準備中ニ為シタル手續ハ其ノ効力ヲ

失ハス

第六十〔七〕〔四〕条 公判期日ニハ第三十四条ノ規定ニ依リテ選

定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ニ準用ス

第六十〔八〕〔五〕条 陪審員ニ対スル呼出状ニハ出頭スヘキ日

時、場所及呼出ニ応セサルトキハ過料ニ処スルコトアルヘキ

旨ヲ記載スヘシ

第六十〔九〕〔二〕条 陪審員疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ

因リ呼出ニ応スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ職務ヲ辞ス

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ事由ヲ説明スヘ

シ

第二節 公判〔手續及公判ノ裁判〕

第七十條 被告人公判期日ニ出頭セサルトキハ第七十一條ノ場
合ヲ除クノ外開廷スルコトヲ得ス

第七十一條 罰金以下ノ刑ニ該ル^(抹消)ヘキ事件ニ付被
告人及其ノ代^(加筆・朱書)人公判期日ニ出頭セサルトキハ^(抹消)其ノ裁判

所ニ於テ^(抹消)通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ為スヘシ

第七十二條 陪審構成ノ手續ハ^(抹消)定數ノ^(抹消)判事、檢
事、裁判所書記、被告人、弁護人及陪審員列席シ公判廷ニ於
テ之ヲ行フ

前項ノ手續ハ之ニ公行セス

第七十三條 前條第一項ノ手續ハ陪審員二十四人以
上出頭スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

出頭シタル陪審員二十四人ニ達セサルトキハ裁判長ハ之ヲ補
充スル為裁判所所在地又ハ其ノ附近ノ市町村ノ陪審員候補者
名簿ヨリ抽籤ヲ以テ必要ナル員數ノ陪審員ヲ選定シ便宜ノ方
法ニ依リ之ヲ呼出スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第七十四條 陪審員二十四人以上出頭シタルトキハ裁判長ハ
其ノ氏名、職業及住居地ヲ記載シタル書面ヲ示シ檢事及被告
人ニ對シ陪審員中除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問フヘシ

裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ
原由アリヤ否ヲ問フヘシ

檢事、被告人及陪審員除斥ノ原由アリトスルトキハ其ノ旨ノ
申立ヲ為スヘシ

除斥ノ原由アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

第七十五條 出頭シタル陪審員中第十九條乃至第二十一
條ノ規定ニ依リ陪審員タル資格ヲ有セサル者アリトスルトキ
ハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

第七十六條 檢事及被告人ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員及
補充陪審員ノ員數ヲ超過スル員數ニ付各其ノ半數ヲ忌避スル
コトヲ得忌避スルコトヲ得ヘキ人員奇數ナルトキハ被告人ハ
尚一人ヲ忌避スルコトヲ得

被告人數人アルトキハ忌避ハ共同シテ之ヲ行フ共同ノ方法ニ
付協議整ハサルトキハ忌避ヲ行ハシムル方法ハ裁判長之ヲ定
ム

第七十七條 裁判長ハ陪審員ノ氏名票ヲ抽籤函ニ入レタ
ル後檢事及被告人ノ忌避スルコトヲ得ル員數ヲ告知スヘシ

裁判長ハ氏名票ヲ一票宛抽籤函ヨリ抽出シ之ヲ讀上クヘシ

裁判長氏名ヲ讀上ケタルトキハ檢事及被告人ハ承認又ハ忌避
スル旨ヲ陳述スヘシ其ノ順序ハ檢事ヲ先ニシ被告人ヲ後ニス
忌避ノ理由ハ之ヲ陳述スルコトヲ得ス

次ノ氏名票ヲ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ為ササルトキハ承
認ノ陳述ヲ為シタルモノト看作ス

裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言スル迄陳述ヲ為ササルトキ亦同
シ

陳述ハ次ノ氏名票ヲ抽出シタル後ハ之ヲ取消スコトヲ得ス裁
判長抽籤終リタル旨ヲ宣言シタル後亦同シ

第七十八條 前條ノ手續ニ依リ陪審ヲ構成スヘキ陪審員
及補充陪審員ノ數ヲ充シタルトキハ裁判長ハ抽籤終リタル旨

ヲ宣言スヘシ

第七十〔九〕〔五〕条 陪審ヲ構成スヘキ陪審員ハ初二当籤シタル

十二人ヲ以テ之ニ充テ補充陪審員ハ其ノ他ノ当籤者ヲ以テ之

ニ充ツ

第〔八七〕〔七十六〕条 陪審員ハ第七十〔七〕〔三〕条ノ規定ニ依リ

為シタル抽籤ノ順序ニ従ヒ著席スヘシ

第〔八十一〕〔七十七〕条 裁判長ハ検事ノ被告事件陳述前陪審員

ニ対シ陪審員ノ心得ヲ諭告シ之ヲシテ宣誓ヲ為サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ為スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ従ヒ公平誠実ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ

誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗読シ陪審員ヲシテ之ニ署名捺印

セシムヘシ

第八十二条 公判期日前決定ヲ為シタル証拠方法及訴訟關係人

ヨリ提出シタル証拠物ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第五十

七条及第五十八条ノ規定ニ依リ取調ヘタルモノ及集取シタル

モノニ付亦同シ

第八十三条 公判期日ニ訴訟關係人ヨリ証拠物ヲ提出シタルト

キハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ

第〔八十四〕〔七十八〕条 〔被告人、証人及鑑定人ノ訊問ハ〕裁判

長〔之ヲ為スヘシ但シ〕〔ハ〕陪席判事ノ一人ヲシテ〔之ヲ〕

〔被告人ノ訊問及証拠調ヲ〕為サシムルコトヲ得

陪審員〔、〕〔検事及弁護士〕ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告

人、証人〔、〕〔及〕鑑定人〔、〕〔通事及翻訳人〕ヲ訊問スルコト

ヲ得

第〔八十五〕〔七十九〕条 証拠ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁

判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル

第八十〔六〕条 左ニ掲クル書類図画ハ之ヲ証拠ト為スコトヲ得

一 〔第五十七条ノ規定ニ依ル〕〔公判準備手續ニ於テ取調ヘ

タル〕証人〔ノ〕訊問調書

二 検証、〔差押〕〔収〕又ハ搜索ノ調書及之ヲ補充スル書類図

画

三 公務員ノ職務ヲ以テ証明スルコトヲ得ヘキ事実ニ付公務

員ノ作りタル書類

四 前号ノ事実ニ付外国ノ公務員ノ作りタル書類ニシテ其ノ

真正ナルコトノ証明アルモノ

五 鑑定書ハ鑑定調書及之ヲ補充スル書類図画

第八十〔七〕〔一〕条 裁判所、予審判事、受命判事、受託判事其

ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判権ヲ有スル官署、検事、司法警察

官又ハ訴訟上ノ共助ヲ為ス外国ノ官署ノ作りタル訊問調書及

之ヲ補充スル書類図画ハ左ノ場合ニ限り之ヲ証拠ト為スコト

ヲ得

一 共同被告人若ハ証人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事

由ニ因リ之ヲ〔呼出〕〔召喚〕シ難キトキ

二 被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル供述ノ重

要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ

三 被告人又ハ証人公判廷ニ於テ供述ヲ為ササルトキ

第八十〔八〕〔二〕条 前二条ノ場合ノ外裁判外ニ於テ被告人其ノ

他ノ者ノ供述ヲ録取シタル書類又ハ裁判外ニ於テ作成シタル書類(加筆・朱書) 函画ハ供述者若ハ作成者死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ(抹消)〔呼出〕(加筆・朱書)シ難キトキニ限り之ヲ証拠ト為スコトヲ得

第八十(九)〔三〕条 証拠ト為スコトニ付訴訟關係人ノ異議ナキ

書類(函画)ハ前三条ノ規定ニ拘ラス之ヲ証拠ト為スコトヲ得

第九十(八十四)条 証拠調終リタル後検事、被告人及弁護人

ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシ

弁護人人数アル場合ニ於テ(加筆・朱書)「被告人ノ為ニスル」意見ノ陳述ハ

重複シテ之ヲ為スコトヲ得ス

公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之ヲ採用スルコトヲ得ス

〔被告人又ハ弁護人ニハ最終ニ陳述スル機会ヲ与フヘシ〕

第九十一(八十五)条 前条ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ

犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠

ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評決ノ結果ヲ答申

スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見

ヲ表示スルコトヲ得ス

第九十二(八十六)条 裁判長ノ説示ニ対シテハ異議ヲ申立ツ

ルコトヲ得ス

第九十三(八十七)条 裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪

審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評決セシム

ル為之ヲ為スモノトス

補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有

無ヲ評決セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノ

トス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル理由ト為ルヘキ事実ノ有無ヲ評決セシ

ムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ

為スヘシ

第九十四(八十八)条 陪審員、検事、被告人及弁護人ハ問ノ

変更ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

第九十五(八十九)条 裁判長ハ問書ニ署名捺印シ之ヲ陪審ニ

交付スヘシ

陪審員ハ問書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第九十六(九十)条 裁判長ハ評決ヲ為サシムル為陪審員ヲシテ評議

室ニ退カシムヘシ

裁判長ハ公判廷ニ於テ示シタル証拠物(加筆・朱書)〔及証拠書類〕ヲ陪審ニ

交付スルコトヲ得

第九十七(九十二)条 陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ

評決前評議室ヲ出テ又ハ他人ト交通スルコトヲ得ス

陪審員ニ非サル者ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議室

ニ入ルコトヲ得ス

第九十八(九十三)条 陪審ノ評決前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セ

シムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ対シ滞留ノ場所及他人

トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシ

第九十〔九〕〔三〕条 陪審員第九十〔七〕〔二〕条第一項ノ規定ニ違

反シタルトキ又ハ前条ノ規定ニ依リ指示セラレタル事項ヲ遵守セサルトキハ裁判所ハ其ノ陪審員ニ対シ職務ノ執行ヲ禁止スルコトヲ得

第〔百〕〔九十四〕条 陪審員ハ陪審長ヲ互選スヘシ

陪審長ハ議事ヲ整理ス

第〔百〕〔九十五〕条 陪審ハ評決前更ニ説示ヲ請求スルコトヲ

得此ノ場合ニ於テハ公判廷ニ於テ其ノ申立ヲ為スヘシ

第〔百〕〔九十六〕条 評決ハ先ツ主問ニ付之ヲ為スヘシ

テ之ヲ為スヘシ但シ問ニ掲クル事實ノ一部ヲ肯定又ハ否定スルトキハ之ニ付然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ評決ヲ為スヘシ

第〔百〕〔九十七〕条 評決ハ先ツ主問ニ付之ヲ為スヘシ

主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキハ之ニ付評決ヲ為スヘシ

第〔百〕〔九十八〕条 陪審員ハ問ニ付各其ノ意見ヲ表示スヘシ

陪審長ハ最後ニ其ノ意見ヲ表示スヘシ

第〔百〕〔九十九〕条 犯罪構成事實ヲ肯定スル評決ヲ為スニハ

陪審員ノ過半数ノ意見ニ依ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ肯定ノ評決ヲ為スコト能ハサルトキハ否定ノ評決ヲ為シタルモノトス

第〔百〕〔一〇〇〕条 答申ハ問書ニ記載シ陪審長署名捺印シテ之ヲ裁判

長ニ提出スヘシ

答申ニ不備又ハ齟齬アルトキハ裁判長ハ問書ヲ返付シ更ニ評

決ヲ訂正スヘキ旨ヲ命スヘシ

第〔百〕〔七〕〔一〕条 裁判長ハ公判廷ニ於テ裁判書記ヲシテ問及之

ニ対スル陪審ノ答申ヲ朗読セシムヘシ

第〔百〕〔八〕〔二〕条 前条ノ手続終リタルトキハ裁判長ハ陪審員ヲ

退廷セシムヘシ

第〔百〕〔九〕〔三〕条 裁判所陪審ノ評決ヲ不当ト認ムルトキハ決定

ヲ以テ事件ヲ更ニ他ノ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得

第〔百〕〔十〕〔四〕条 陪審犯罪構成事實ヲ肯定スルノ答申ヲ為シタ

ルトキハ検事ハ適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スヘシ

被告人及弁護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

〔被告人〕又ハ弁護人ニハ最終ニ陳述スル機会ヲ与フヘシ

第〔百〕〔十二〕〔五〕条 判決ノ言渡ヲ為スニハ裁判所ハ陪審ノ評決

ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示スヘシ

〔刑〕〔有罪〕ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事實及法令ノ適用

ヲ示スヘシ〔刑〕ノ加重減免ノ原由タル事実上ノ主張アリタル

トキハ之ニ対スル判断ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ為スニハ犯罪構成事實ヲ認めサルコト又ハ被告

事件罪ト為ラサルコトヲ示スヘシ

第〔百〕〔十二〕〔六〕条 引続キ七日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ

公判手続ヲ更新スヘシ

陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フ

コト能ハサル場合ニ於テ補充陪審員ナキトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ場合ニ於テハ新ニ陪審構成ノ手続ヲ為スヘシ

第〔百〕〔十二〕〔七〕条 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハ

ス公訴〔不受理〕〔棄却〕管轄違又ハ免訴ノ〔判決〕〔裁判〕ヲ為

スヘキ原由アルコトヲ認メタル場合ニ於テハ陪審ノ評決ニ付
セシテ審判ヲ為スヘシ

第百〔十四〕〔八〕条 (加筆・朱書) 裁判所書記ハ陪審員ノ氏名、陪審ノ構成其

ノ他陪審ニ関スル訴訟手続及裁判長ノ説示ノ要領ヲ公判
(抹消) (加筆・朱書) (始末)〔調〕書ニ記載スヘシ

第三節 上訴

第百〔十五〕〔九〕条 (抹消) (加筆・朱書) 陪審ノ評決ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル

事件ノ判決ニ対シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ス

第百十〔一〕〔六〕条 (抹消) 陪審ノ評決ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件

ノ判決ニ対シテハ大審院ニ上告ヲ為スコトヲ得

第百十一條 (加筆・朱書) 上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ対シ上告

ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得但シ
事實ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百十〔七〕〔二〕条 (抹消) (加筆・朱書) 左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノ

トス

一 法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサリシトキ

二 第十九条第一項第一号又ハ第二十条ノ規定ニ依リ陪審員

タルコトヲ得サル者評決ニ関与シタルトキ但シ評決前訴訟

關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

三 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ陪審員評決ニ

関与シタルトキ但シ第七十〔四〕条第三項ノ申立ヲ為ササリ

シトキハ此ノ限ニ在ラス

四 忌避セラレタル陪審員評決ニ関与シタルトキ但シ評決前

訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

五 裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキ

六 裁判長証拠トシテ説示シタルモノ法律上証拠ト為スコト
ヲ得サルモノナルトキ

七 裁判長法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタルトキ

第百十〔八〕〔三〕条 (抹消) (加筆・朱書) 上告裁判所原判決ヲ破毀〔シタルトキハ〕

〔スル場合ニ於テハ〕事實ノ審理ヲ為サスシテ〔自ラ〕裁判ヲ為ス

〔ハキ〕場合ヲ除クノ外事件ヲ原裁判所ニ差戻シ又ハ原裁判所

ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送スヘシ

破毀ノ理由ト為リタル事項陪審ノ評決ニ影響ナキモノナルト

キハ陪審ノ答申ハ其ノ効力ヲ有ス

此ノ場合ニ於テハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答

申以後ノ手続ノミヲ為スヘシ

第四章 特別陪審

第百十〔九〕〔四〕条 (抹消) (加筆・朱書) 特別陪審員ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ之ヲ選

定ス

一 枢密院議長、枢密院副議長、枢密顧問官

二 貴族院議員

三 衆議院議員

四 官立ノ大学ノ教授及公立私立ノ大学ノ教員ニシテ之ニ相

当スル者

第百〔二十〕〔十五〕条 (抹消) (加筆・朱書) 特別陪審ハ前条各号ニ掲クル者各三人ヲ

以テ之ヲ構成ス

第百〔二十一〕〔十六〕条 (抹消) (加筆・朱書) 特別陪審ノ評決ニ付スヘキ事件ニ付公

判期日定リタルトキハ大審院長ハ抽籤ヲ以テ第百十〔九〕

〔四〕^(加筆・朱書) 条各号ニ掲クル者ノ中ヨリ各八人ノ特別陪審ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第百二十二^(加筆・朱書) 条^(抹消) 特別陪審構成ノ手續ハ第百十^(抹消) 条各号ニ掲クル者各五人以上出頭スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第百二十三^(加筆・朱書) 条^(抹消) 裁判長ハ出頭シタル特別陪審員ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ特別陪審ヲ構成スヘキ特別陪審員及第百十^(抹消) 条各号ニ掲クル者各一人以上ノ補充特別陪審員ヲ選定スヘシ

第百二十四^(加筆・朱書) 条^(抹消) 第二十二^(加筆・朱書) 条、第三十七^(加筆・朱書) 条、第三十八^(加筆・朱書) 条、第三十九^(加筆・朱書) 条ノ規定ハ特別陪審ニ之ヲ準用ス

第三章第一節及第二節ノ規定ハ第四十六^(加筆・朱書) 条、第四十七^(加筆・朱書) 条第三項、第七十一^(加筆・朱書) 条、第七十二^(加筆・朱書) 条、第七十三^(加筆・朱書) 条、第六十九^(加筆・朱書) 条、第七十^(加筆・朱書) 条及第七十^(加筆・朱書) 条ノ規定ヲ除クノ外特別陪審手續ニ之ヲ準用ス

第五章 陪審費用

第百二十五^(抹消) 条^(加筆・朱書) 左ニ掲クルモノヲ以テ陪審費用トス

〔シ〕訴訟費用ノ一部トス

一 陪審員又ハ特別陪審員ノ呼出ニ要スル費用

二 陪審員又ハ特別陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料

第百二十六^(加筆・朱書) 条^(抹消) 陪審費用ハ第三条ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トシ第四条ノ場合ニ於テハ陪審費用ヲ予納シタル被告人ノ負担トス

〔共同被告人ヲシテ陪審費用ヲ負担セシムル場合ニ於テハ連帯負担トス〕

第百二十七^(抹消) 条^(加筆・朱書) 陪審費用ハ被告人ヲシテ負担セシムル場合ヲ除クノ外国庫ノ負担トス

第百二十八^(抹消) 条^(加筆・朱書) 被告人ヲシテ陪審費用ヲ負担セシムルトキハ判決ヲ以テ言渡スヘシ

第六章 罰則

第百二十九^(加筆・朱書) 条^(抹消) 陪審員又ハ特別陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ五百円以下ノ過料ニ処ス

一 故ナク呼出ニ応セサルトキ

二 宣誓ヲ拒ミタルトキ

三 第九十^(抹消) 条^(加筆・朱書) 第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

四 故ナク退廷シタルトキ

五 第九十^(抹消) 条^(加筆・朱書) ノ指示ニ違反シタルトキ

第百三十^(加筆・朱書) 条^(抹消) 陪審員又ハ特別陪審員評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ数ヲ漏泄シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ事項ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及発行人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作

者及発行者ヲ二千円以下ノ罰金ニ処ス

第百三十二^(加筆・朱書) 条^(抹消) 裁判長ノ許可ヲ受ケスシテ陪審ノ評議室ニ入り又ハ陪審ノ評決前裁判所内ニ於テ陪審員若ハ特別陪審員ト交通シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

陪審員又ハ特別陪審員ニ対シ請託ヲ為シ又ハ評決前私ニ意見

ヲ述ヘタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

第百(三十三)条(加筆・朱書) 過料ノ裁判ハ陪審員(又ハ特別陪審

員)ヲ呼出シタル裁判所検事ノ意見ヲ聴キ決定ヲ以テ之ヲ為スヘシ

前項ノ決定ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得此ノ抗告ハ執行ヲ

停止スル効力ヲ得ス

過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手続法第二百八条ノ規定ヲ準用ス

第七章 補則

第百(三十四)条(加筆・朱書) 市制第六条ノ市又ハ沖繩県若ハ北海

道ノ区ニ於テハ本法中市ニ関スル規定ハ区ニ、市長ニ関スル規定ハ区长ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ関スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ関スル規定ハ町村長ニ準スヘ

キ者ニ之ヲ適用ス

第百(三十五)条(加筆・朱書) 第十九条ノ直接国税ノ種類ハ勅令ヲ

以テ之ヲ定ム

第百三十六条(抹消) 刑事訴訟法第九十二条、第二百六条及第二百

百三十七条ノ規定ハ本法ニ依リ公判準備ヲ為ス場合ニ之ヲ適用セス

附則

本法施行ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ本法ヲ適用セス

陪審法案理由書

人文ノ發達國運ノ進歩ニ鑑ミ刑事事件ニ付陪審ノ制ヲ樹テ司法制度ノ完備ヲ図ルハ最モ時宜ニ適スルモノト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

司甲第一七号ノ属	起	案	十年十月	日	裁可	年月日	施行	年月日
					決定	年月日	行	年月日

内閣書記官

(高橋) (下條) (木下) (別府) (長谷川)

内閣總理大臣 花押 (原) 内閣書記官長

曩ニ枢密院御諮詢中ノ陪審法案ハ調査ノ為メ一応撤回ノ儀相願更ニ別案御諮詢ノ儀奏請相成然ルヘシ

陪審法案中正誤

一 第七十三条第六項ハ第五項ニ続クヘキノ誤

一 「第五章 陪審費用」ハ一字上リノ誤

陪審法案

第七十三条第五項第六項トシテ

次ノ氏名票ヲ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ為ササルトキハ承認ノ陳述ヲ為シタルモノト看作ス

裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言スル迄陳述ヲ為ササルトキ亦同

シ
トアルハ

「次ノ氏名票ヲ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ為ササルトキハ承認ノ陳述ヲ為シタルモノト看作ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言スル迄陳述ヲ為ササルトキ亦同シ」ノ誤
〔^(採消)「第五章 陪審費用」ハ一字〔^(下)下リ〕〔^(上)上リ〕ノ誤

(注記9) 陪審法案中正誤

第六十四條第二項中「之ニ」ハ「之ヲ」ノ誤

(注記10) (注記11) 陪審法案帝國議會へ提出ノ件
一 陪審法案帝國議會へ提出ノ件

右審査委員會來ル七日(月曜日)午後一時半ヨリ永田町本院事務所ニ於テ被相開候間關係國務大臣出席セラレ候様御取計相成度命ニ依リ此段及照会候也

(注記12) 追テ別ニ説明員出席候テ差支無之候命ニ依リ此段申添候
大正十年十一月二日

枢密院書記官

内閣書記官御中

〔^(加筆・朱書)下條書記官ヨリ即日通知済〕

一 陪審法案帝國議會へ提出ノ件

右審査委員會明七日午後開会ノ筈ニ候処都合ニ依リ延期セラレ候命ニ依リ此段及通知候也

大正十年十一月六日

枢密院書記官
内閣書記官御中

(注記15) 〔^(加筆・朱書)司法大臣へ通牒
法制局長官代理会回付〕

(注記16) 一 陪審法案帝國議會へ提出ノ件
右審査委員會來ル十二月八日(木曜日)午前十時ヨリ永田町本院事務所ニ於テ被相開候間關係國務大臣出席サレ候様御取計相成度命ニ依リ此ノ段及照会候也

(注記17) 追テ別ニ説明員出席候テ差支無之候命ニ依リ此段申添候也
大正十年十一月三十日

枢密院書記官

内閣書記官御中

〔^(加筆・朱書)司法次官
法制局長官へ通知〕

(注記20) (注記21) 一 陪審法案帝國議會へ提出ノ件
右來ル二十七日(月曜日)午前十時會議被相開候間説明員出席候様御取計相成度依命此段及照会候也

大正十一年二月二十三日

枢密院書記官

内閣書記官御中

(注記23) 一 陪審法案帝國議會へ提出ノ件

(注記24) 右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

大正十一年二月二十七日

枢密院議長子爵 清浦奎吾

内閣総理大臣子爵 高橋是清殿

(注記26)

臣等陪審法案帝國議會へ提出ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十七日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

大正十一年二月二十七日

枢密院議長子爵臣 清浦奎吾

陪審法

第一章 総則

第二章 陪審員及陪審ノ構成

第三章 陪審手続

第一節 公判準備

第二節 公判手続及公判ノ裁判

第三節 上訴

第四章 特別陪審

第五章 陪審費用

第六章 罰則

第七章 補則

附則

陪審法

第一章 総則

第一条 裁判所ハ本法ニ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評決(朱總)(加筆・朱書)ニ付シテ事実ノ判断ヲ為スコトヲ得

第二条 左ニ掲クル罪(朱總)(加筆・朱書)死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評決(朱總)(加筆・朱書)ニ付ス

一 死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪

二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

第三条 短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付被告人ノ請求アリタルトキハ事件ヲ陪審ノ評決ニ付ス

第四条(三)条 前二条以外ノ罪(加筆・朱書)長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノニ付被告人(朱總)(加筆・朱書)陪審費用ヲ予納シテ請求シ(朱總)(加筆・朱書)アリタルトキハ事件(朱總)(加筆・朱書)之ヲ陪審ノ評決(朱總)(加筆・朱書)ニ付ス

第五条 被告人無資力ナル場合ニ於テ前条ノ事件ニ付陪審費用ヲ予納セスシテ請求シタルトキハ之ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ検事ノ意見ヲ聴クヘシ

第六条 第二条乃至前条ノ規定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スル場合ヲ除クノ外裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ得

第四条 左ニ掲クル罪ニ該ル事件ハ前二条ノ規定ニ拘ラス之ヲ陪審ノ評決ニ付セス

一 大審院ノ特別權限ニ属スル罪
二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

三 軍機保護法、陸軍刑法又ハ海軍刑法ノ罪其ノ他軍機ニ関シ犯シタル罪

四 法令ニ依リテ行フ公選ニ関シ犯シタル罪

第七(五)条 第三条乃至第五条ノ請求ハ第一回公判期日前ニ之ヲ為スヘシ但シ其ノ期日前ト雖最初ニ定メタル公判期日ノ召喚ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ経過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ得ス

第八(六)条 被告人ハ検事ノ被告事件陳述前ハ何時ニテモ事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付スルコトヲ得

第九(七)条 被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付スルコトヲ得

但シ共同被告人中公訴事實ヲ認メサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十条 共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキ者アルトキハ当該被告人事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下ケタル場合ヲ除クノ外他ノ共同被告人ノ請求ナシト雖

總テノ被告人ニ付事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘシ

第十一條 共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ之ヲ他ノ被告人ト分離シテ審判スヘシ

第十二條 同一手續ニ依リ審判スヘキ併合罪中其ノ一ノ罪ニ付

事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキトキハ他ノ罪ニ付亦之ヲ陪審ノ評決ニ付スヘシ

第十三條 区裁判所其ノ受理シタル事件ヲ陪審ノ評決ニ付スヘキモノトシタルトキハ決定ヲ以テ之ヲ管轄地方裁判所ニ移送スヘシ

第十四(八)條 地方ノ情況ニ由リ陪審ノ評決(議)公平ヲ失スルノ虞アルトキハ検事ハ直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ為スコトヲ得

公判ニ繫属スル事件ニ付前項ノ請求アリタルトキハ訴訟手續ヲ停止スヘシ

第十五(九)條 前條第一項ノ請求ヲ為スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ検事ヲ經由スヘシ

公判ニ繫属スル事件ニ付管轄移轉ノ請求ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知シ且請求書ノ謄本ヲ被告人ニ交付スヘシ

被告人ハ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

管轄裁判所ハ検事ノ意見ヲ聴キ決定ヲ為スヘシ

第十六條 管轄移轉ノ請求アリタルトキハ被告人ハ検事ノ被告事件陳述後ト雖其ノ決定アル迄事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下ケタルコトヲ得

リタルトキハ検事ノ管轄移転ノ請求ハ之ヲ取下ケタルモノト
看作ス

共同被告人中事件ヲ陪審ノ評決〔議〕ニ付スルコトヲ辞シ又ハ
請求ヲ取下ケタル者アルトキハ其ノ被告人ニ関スル管轄移転

ノ請求ニ付亦前項ニ同シ
第十七〔一〕条 控〔上〕訴裁判所ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評決
〔議〕ニ付スルコトヲ得ス

第十八条 大審院ノ特別権限ニ属スル事件ハ之ヲ特別陪審ノ評
決ニ付ス

第二章 陪審員及陪審ノ構成

第十九〔二〕条 陪審員ハ左ノ各号ニ該当スル者タルコトヲ要ス

- 一 帝国臣民タル男子ニシテ三十歳以上タルコト
- 二 引続キ二年以上同一市町村内ニ住居スルコト
- 三 引続キ二年以上直接国税三円以上ヲ納ムルコト
- 四 讀ミ書キヲ為シ得ルコト

前項第二号及第三号ノ要件ハ其ノ年九月一日ノ現在ニ依ル
第二十二〔三〕条 左ニ掲クル者ハ陪審員タルコトヲ得ス

- 一 禁治産者、準禁治産者
- 二 破産者ニシテ復権ヲ得サルモノ
- 三 聾者、啞者〔盲者〕
- 四 懲役、六年以上ノ禁錮、旧刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ

処セラレタル者

第二十一〔十四〕条 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムル
コトヲ得ス

コトヲ得ス

一 国务大臣

二 在職ノ判事、検事、陸軍法務官、海軍法務官

三 在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官

四 在職ノ宮内官吏

五 現役ノ陸軍軍人、海軍軍人

六 在職ノ庁府県長官、郡長、島司

七 在職ノ警察官吏

八 在職ノ監獄官吏

九 在職ノ裁判所書記長、裁判所書記

十 在職ノ収税官吏、税関官吏、専売官吏

十一 郵便電信電話鉄道及軌道ノ現業ニ従事スル者並船員

十二 市町村長

十三 弁護士、特許弁理士

十四 公証人、執達吏、代書人

十五 在職ノ小学校教員

十六 神官、神職、僧侶、諸宗教師

十七 医師、歯科医師、薬剤師

十八 学生、生徒

第二十二〔十五〕条 陪審員ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除
斥セラルヘシ

- 一 陪審員被害者ナルトキ
- 二 陪審員私訴当事者ナルトキ
- 三 陪審員被告人、被害者若ハ私訴当事者ノ親族ナルトキ又
ハ親族タリシトキ

四 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ属スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ

五 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

六 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ同居人又ハ雇人ナルトキ

七 陪審員事件ニ付告発ヲ為シタルトキ

八 陪審員事件ニ付証人又ハ鑑定人ト為リタルトキ

九 陪審員事件ニ付被告人ノ代理人、弁護人、輔佐人又ハ私訴当事者ノ代理人ト為リタルトキ

十 陪審員事件ニ付判事、検事、司法警察官又ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ

第二十三(十六)条 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ヲ辞スルコトヲ得

一 六十歳以上ノ者

二 在職ノ官吏、公吏、教員

三 貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員但シ会期中ニ限ル

第二十四(二)条 地方裁判所長ハ毎年九月一日迄ニ翌年所要ノ陪審員ノ員数ヲ定メ管轄区域内ノ市町村ニ割当テ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

第二十五(十七)条 市町村長前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ年(ハ毎年陪審員資格者名簿ヲ調製シ)九月一日現在ニ依リ其ノ市町村内ニ於テ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ割当テラレタル員数ノ二倍ノ陪審員候補者ヲ選定シ其ノ年九月三十日迄ニ陪審員候補者假名簿ヲ調製スヘシ(ラ之ニ登載スヘシ)

陪審員候補(資格)者假名簿ニハ陪審員候補(資格)者ノ氏名、身分、職業、住居地、生年月日及納税額ヲ記載スヘシ

市町村長ハ陪審員候補(資格)者假名簿ノ副本ヲ調製シ之ヲ管轄区裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十六(十八)条 市町村長ハ十月一日ヨリ七日間其ノ庁ニ於テ陪審員候補(資格)者假名簿ヲ縦覧ニ供スヘシ

第二十七(十九)条 法律ニ違反シテ陪審員候補(資格)者假名簿ニ登載セラレタル者ハ縦覧期間内及其ノ後七日内ニ市町村長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿ニ登載セラレサル者ハ前項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

異議ノ申立ハ書面ヲ以テシ其ノ理由ヲ疏明スヘシ

第二十八(二十)条 市町村長異議ノ申立ヲ正当トスルトキハ遅滞ナク陪審員候補(資格)者假名簿ヨリ異議申立人ノ氏名ヲ抹消(ヲ修正)シ其ノ旨ヲ管轄区裁判所判事及異議申立人ニ通知スヘシ

市町村長異議ノ申立ヲ不当トスルトキハ遅滞ナク意見ヲ附シ申立書ヲ管轄裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十九(二十一)条 前条第二項ノ場合ニ於テ区裁判所判事異議ノ申立ヲ理由ナシトスルトキハ其ノ旨ヲ市町村長及異議申立人ニ通知スヘシ

異議ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ陪審員候補(資格)者假名簿ヨリ異議申立人ノ氏名ヲ抹消(ヲ修正)スヘキ

二通知スヘシ異議ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ陪審員候補(資格)者假名簿ヨリ異議申立人ノ氏名ヲ抹消(ヲ修正)スヘキ

コトヲ命シ其ノ旨ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ

之ヲ為スヘシ

第三十二(二十三)条 (朱總) 市町村長ハ前二条(加筆・朱書)ノ通知ヲ受ケタル

トキハ第二十条及第二十一条ノ規定ニ依リ整理シタル陪審

員候補(資格)者(朱總)仮名簿ニ基キ(加筆・朱書)抽籤(朱總)ヲ以テ(加筆・朱書)第二十四(前)条ノ

規定ニ依リ割当テラレタル員数ノ陪審員候補者ヲ選定シ陪審

員候補者名簿ヲ調製スヘシ

(加筆・朱書)〔前項ノ抽籤ハ資格者三人以上ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ〕

第二十五(十七)条第二項及第三項ノ規定ハ陪審員候補者名簿

ニ之ヲ準用ス

第三十一(二十四)条 (朱總) 区裁判所判事ハ陪審員候補者ノ選定ニ関

スル事務ニ付市町村長ヲ監督ス

区裁判所判事ハ前項ノ事務ニ付市町村長ニ必要ナル指示ヲ為

スコトヲ得

第三十二(二十五)条 (朱總) 市町村長ハ十一月三十日迄ニ陪審員候補

者名簿ヲ管轄地方裁判所長ニ送付スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者ニ其ノ旨ヲ

通知シ且其ノ氏名ヲ告示スヘシ

第三十三(二十六)条 (朱總) 市町村長前条ノ規定ニ依リ陪審員候補者

名簿ヲ送付シタル後其ノ候補者中死亡シ若ハ国籍ヲ喪失シタ

ル者アルトキ又ハ第二十二(三)条若ハ第二十一(十四)条ノ各号

ノ一ニ該当スルニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク

之ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

第三十四(二十七)条 (朱總) 陪審ノ評決(加筆・朱書)ニ付スヘキ事件ニ付公判

期日定リタルトキハ地方裁判所長ハ予メ定メタル市町村ノ順

序ニ依リ各陪審員候補者名簿ヨリ一人又ハ数人ノ陪審員ヲ抽

籤シ陪審員三十六人ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第三十五(二十八)条 (朱總) 陪審員トシテ呼出ニ応シタル者ハ其ノ市

町村ニ於ケル陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者四分ノ三

呼出ニ応シタル後ニ非サレハ其ノ年内再ヒ陪審員ニ選定セラ

ルルコトナシ

第三十六(二十九)条 (朱總) 陪審ハ十二人ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成ス

第三十七条 (朱總) 陪審ハ検事被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記

陪審ノ答申ヲ朗読スル迄同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコ

トヲ要ス

第三十八(三十)条 (朱總) 裁判長ハ事件二日以上引続キ開廷ヲ要スト思

料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人又ハ数人ノ補充陪審員

ヲ公判ニ立会ハシムルコトヲ得

補充陪審員ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因

リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス

補充陪審員数人アル場合ニ於テ前項ノ職務ヲ行フハ第七十三

第三十九(三十二)条 (朱總) 同日ニ数箇ノ事件ノ公判ヲ開ク場合ニ於テハ

数箇ノ事件ニ付同一ノ陪審員ヲ以テ陪審ヲ構成スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ最初ノ事件ノ取調前其ノ手続ヲ為スヘシ

第四十(三十三)条 (朱總) 検事及被告人異議ナキトキハ一ノ事件ノ為

構成セラレタル陪審ヲシテ同日ニ審理スヘキ他ノ事件ノ為其

ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十一(三十四)条 陪審員ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ旅費、

日当及止宿料ヲ給与ス

第三章 陪審手続

第一節 公判準備

第四十二(三十五)条 陪審ノ評決(議)ニ付スヘキ事件ニ付テハ

裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第四十三(三十六)条 被告人公判準備期日前弁護士ヲ選任セサ

ルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ弁護士中ヨリ之ヲ選任

スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ弁護士ヲシテ数人ノ弁

護ヲ為サシムルコトヲ得

第四十四(三十七)条 公判準備期日ニハ被告人及弁護士ヲ召喚

スヘシ

公判準備期日ハ之ヲ検事ニ通知スヘシ

第四十五(三十八)条 召喚状ノ送達ノ日ト公判準備期日トノ間

ニハ少クトモ五日ノ猶予期間ヲ存スヘシ

第四十六(三十九)条 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求ニ因

リ事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付スヘキモノトシタルトキハ其ノ

公判期日ヲ公判準備期日トス

第四十七条 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定数ノ判事、検事及

裁判所書記列席シテ之ヲ為ス

公判準備期日ニ於テハ弁護士出頭スルニ非サレハ取調ヲ為ス

コトヲ得ス弁護士数人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル
罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ノ被告人ハ代理人ヲ出頭セシム
ルコトヲ得

公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

第四十八(二)条 当該被告人ノ請求ニ因ラスシテ(加筆・朱書)

定ニ依リ)事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付スルトキハ裁判長ハ被

告人ニ対シ事件ヲ陪審ノ評決(議)ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ

旨ヲ告知スヘシ

第四十九(二)条 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴事実ニ付

出頭シタル被告人ヲ訊問スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

検事及弁護士ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ

得

第五十(四十二)条 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル証

拠調ノ決定ヲ為スヘシ

検事、被告人及弁護士ハ証人訊問、鑑定、検証又ハ証拠物若

ハ証拠書類ノ集取ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

第五十一(四十四)条 裁判所書記ハ公判準備調書ヲ作り公判準

備期日ニ於ケル被告人ニ対スル訊問及其ノ供述、検事被告人

弁護士ノ申立、裁判所ノ裁判其ノ他一切ノ訴訟手続ヲ記載ス

ヘシ

第五十二(四十五)条 公判準備調書ニハ前条ニ規定スル事項ノ

外被告事件、被告人又ハ其ノ代理人及出頭シタル弁護士ノ氏

名並手續ヲ為シタル裁判所年月日及裁判長陪席判事検事裁判所書記ノ官氏名ヲ記載シ被告人又ハ其ノ代理人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十三〔四十一〕条 公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ検閲シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十四〔四十七〕条 検事、被告人及弁護人ハ公判準備期日前第五十〔四十三〕条第二項ノ請求ヲ為スコトヲ得公判期日七日

前迄亦同シ

第五十〔四十三〕条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五〔四十八〕条 裁判所公判準備期日外ニ於テ証拠決定ヲ為シタルトキハ之ヲ検事、被告人及弁護人ニ通知スヘシ

第五十六〔四十九〕条 公判準備期日外ニ於テ証人又ハ鑑定人ノ訊問ヲ為ストキハ被告人モ亦之ニ立会フコトヲ得

裁判所外ニ於テ前項ノ手續ヲ為ストキハ拘禁セラレタル被告人ハ之ニ立会フコトヲ得

二立会ハシムルコトヲ得

第五十七条 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人

ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十八〔二〕条 公判準備中陪審ノ評決〔議〕ニ付スヘカラサル事由生シタルトキハ通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ為スヘシ

公判準備期日ニ於テ前項ノ事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公判期日トス但シ訴訟關係人中出頭セサル者アルトキハ此ノ限

ニ在ラス

第五十九〔二〕条 被告人ハ公判準備期日ニ管轄違ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ申立ハ予審ヲ經タル事件ニ付テハ予審判事ニ対シテ其

ノ申立ヲ為シタル場合ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第六十〔五十二〕条 裁判所公判準備期日ニ公訴棄却又ハ管轄違ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ為スヘシ

第六十一〔五十四〕条 裁判所公判準備期日ニ免訴ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ為スヘシ

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第六十二〔五十五〕条 前二条ノ決定ヲ為スニハ訴訟關係人ノ意見ヲ聴クヘシ

決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第六十三〔五十六〕条 第五十八〔二〕条又ハ第六十〔五十二〕条ノ場合ニ於テ公判準備中ニ為シタル手續ハ其ノ効力ヲ失ハス

第六十四〔五十七〕条 公判期日ニハ第三十四〔二十七〕条ノ規定ニ依リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第四十五〔二十八〕条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五〔五十八〕条 陪審員ニ対スル呼出状ニハ出頭スヘキ日時、場所及呼出ニ応セサルトキハ過料二処スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

第六十六〔五十九〕条 陪審員疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由

ニ因リ呼出ニ応スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ職務ヲ辞ス

中央大学史資料集 第14集

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ事由ヲ疏明スヘシ

第二節 公判手続及公判ノ裁判

(朱總)第六十七條 罰金以下ノ刑ニ該ル事件ニ付被告人及其ノ代理人

公判期日ニ出頭セサルトキハ通常ノ手続ニ從ヒ審判ヲ為スヘシ

(朱總)第六十八條 陪審構成ノ手続ハ判事、檢事、裁判所書記、被告

人、弁護人及陪審員列席シ公判廷ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ手続ハ之ヲ公行セス

(朱總)第六十九條 前條第一項ノ手続ハ陪審員二十四人以上出頭

スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

出頭シタル陪審員二十四人ニ達セサルトキハ裁判長ハ之ヲ補

充スル為裁判所所在地又ハ其ノ附近ノ市町村ノ陪審員候補者

名簿ヨリ抽籤ヲ以テ必要ナル員數ノ陪審員ヲ選定シ便宜ノ方

法ニ依リ之ヲ呼出スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ為スヘシ

(朱總)第七十條 陪審員二十四人以上出頭シタルトキハ裁判

長ハ其ノ氏名、職業及住居地ヲ記載シタル書面ヲ示シ檢事及

被告人ニ對シ陪審員中除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問フヘシ

裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ

原由アリヤ否ヲ問フヘシ

檢事、被告人及陪審員除斥ノ原由アリトスルトキハ其ノ旨ノ

申立ヲ為スヘシ

除斥ノ原由アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

(朱總)第七十一條 出頭シタル陪審員中第十九條乃至第

二十一條ノ規定ニ依リ陪審員タル資格ヲ有セサル者ア

リトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

(朱總)第七十二條 檢事及被告人ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員

及補充陪審員ノ員數ヲ超過スル員數ニ付各其ノ半數ヲ忌避ス

ルコトヲ得

忌避スルコトヲ得ヘキ人員奇數ナルトキハ被告人ハ尚一人ヲ

忌避スルコトヲ得

被告人數人アルトキハ忌避ハ共同シテ之ヲ行フ共同ノ方法ニ

付協議整ハサルトキハ忌避ヲ行ハシムル方法ハ裁判長之ヲ定

ム

(朱總)第七十三條 裁判長ハ陪審員ノ氏名票ヲ抽籤函ニ入レ

タル後檢事及被告人ノ忌避スルコトヲ得ル員數ヲ告知スヘシ

裁判長ハ氏名票ヲ一票宛抽籤函ヨリ抽出シ之ヲ讀上クヘシ

裁判長氏名ヲ讀上ケタルトキハ檢事及被告人ハ承認又ハ忌避

スル旨ヲ陳述スヘシ其ノ順序ハ檢事ヲ先ニシ被告人ヲ後ニス

忌避ノ理由ハ之ヲ陳述スルコトヲ得ス

次ノ氏名票ヲ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ為ササルトキハ承

認ノ陳述ヲ為シタルモノト看作ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣

言スル迄陳述ヲ為ササルトキ亦同シ

陳述ハ次ノ氏名票ヲ抽出シタル後ハ之ヲ取消スコトヲ得ス裁

判長抽籤終リタル旨ヲ宣言シタル後亦同シ

(朱總)第七十四條 前條ノ手続ニ依リ陪審ヲ構成スヘキ陪審

員及補充陪審員ノ數ヲ充シタルトキハ裁判長ハ抽籤終リタル

旨ヲ宣言スヘシ

第七十五(加筆・朱書)条 陪審ヲ構成スヘキ陪審員ハ初二当籤シタル十二人ヲ以テ之ニ充テ補充陪審員ハ其ノ他ノ当籤者ヲ以テ

之ニ充ツ

第七十六(加筆・朱書)条 陪審員ハ第七十三(加筆・朱書)第六十五(加筆・朱書)条ノ規定ニ依

リ為シタル抽籤ノ順序ニ從ヒ著席スヘシ

第七十七(加筆・朱書)第六十九(加筆・朱書)条 裁判長ハ検事ノ被告事件陳述前陪審員ニ

対シ陪審員ノ心得ヲ諭吉シ之ヲシテ宣誓ヲ為サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ為スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ公平誠実ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ

誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗読シ陪審員ヲシテ之ニ署名捺印

セシムヘシ

第七十八(朱總)条 裁判長ハ陪席判事ノ一人ヲシテ被告人ノ訊問及証

拠調ヲ為サシムルコトヲ得

陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、証人、鑑定人、通事及

翻訳人ヲ訊問スルコトヲ得

第七十九(朱總)条 証拠ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ

直接ニ取調ヘタルモノニ限ル

第八十(朱總)第七十二(朱書)条 左ニ掲クル書類図画ハ之ヲ証拠ト為スコト

ヲ得

一 公判準備手續ニ於テ取調ヘタル証人ノ訊問調査

二 検証、押収又ハ搜索ノ調査及之ヲ補充スル書類図画

三 公務員ノ職務ヲ以テ証明スルコトヲ得ヘキ事実ニ付公務

員ノ作りタル書類

四 前号ノ事実ニ付外国ノ公務員ノ作りタル書類ニシテ其ノ

真正ナルコトノ証明アルモノ

五 鑑定書又ハ鑑定調査及之ヲ補充スル書類図画

第八十一(朱總)第七十二(朱書)条 裁判所、予審判事、受命判事、受託判事

其ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判権ヲ有スル官署、検事、司法警

察官又ハ訴訟上ノ共助ヲ為ス外国ノ官署ノ作りタル訊問調査

及之ヲ補充スル書類図画ハ左ノ場合ニ限り之ヲ証拠ト為スコ

トヲ得

一 共同被告人若ハ証人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事

由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ

二 被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル供述ノ重

要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ

三 被告人又ハ証人公判廷ニ於テ供述ヲ為ササルトキ

第八十二(加筆・朱書)第七十四(加筆・朱書)条 前二条ノ場合ノ外裁判外ニ於テ被告人其

ノ他ノ者ノ供述ヲ録取シタル書類又ハ裁判外ニ於テ作成シタ

ル書類図画ハ供述者若ハ作成者死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ

他ノ事由ニ因リ召喚シ難キトキニ限り之ヲ証拠ト為スコトヲ

得

第八十三(朱總)第七十五(朱書)条 証拠ト為スコトニ付訴訟關係人ノ異議ナ

キ書類図画ハ前三条ノ規定ニ拘ラス之ヲ証拠ト為スコトヲ得

第八十四(朱總)第七十六(朱書)条 証拠調終リタル後検事、被告人及弁護人

ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ付意

見ヲ陳述スヘシ

弁護人数人アル場合ニ於テ被告人ノ為ニスル意見ノ陳述ハ重複シテ之ヲ為スコトヲ得ス

公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之ヲ援用スルコトヲ得ス

被告人又ハ弁護人ニハ最終ニ陳述スル機会ヲ与フヘシ

第八十五(加筆・朱書)条 前条ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評決(議)ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス

第八十六(加筆・朱書)条 裁判長ノ説示ニ対シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第八十七(加筆・朱書)条 裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評決(議)セシムル為之ヲ為スモノトス

補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評決(議)セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル原由ト為ルヘキ事実ノ有無ヲ評決(議)セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ為スヘシ

第八十八条 陪審員、検事、被告人及弁護人ハ問ノ変更ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

第八十九(加筆・朱書)条 裁判長ハ問書ニ署名捺印シ之ヲ陪審ニ交付スヘシ

陪審員ハ問書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第九十(加筆・朱書)条 裁判長ハ評決(議)ヲ為サシムル為陪審員ヲシテ評議室ニ退カシムヘシ

裁判長ハ公判廷ニ於テ示シタル証拠物及証拠書類ヲ陪審ニ交付スルコトヲ得

第九十一(加筆・朱書)条 陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評決(議)ヲ了ル(前評議室ヲ出テ又ハ他人ト交通スルコトヲ得ス

陪審員ニ非サル者ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議室ニ入ルコトヲ得ス

第九十二(加筆・朱書)条 陪審ノ評決(答申)前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ対シ滞留ノ場所及他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシ

第九十三(加筆・朱書)条 陪審員第九十一(八十二)条第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ前条ノ規定ニ依リ指示セラレタル事項ヲ遵守セサルトキハ裁判所ハ其ノ陪審員ニ対シ職務ノ執行ヲ禁止スルコトヲ得

第九十四(加筆・朱書)条 陪審員ハ陪審長ヲ互選スヘシ

陪審長ハ議事ヲ整理ス

第九十五(加筆・朱書)条 陪審ハ評決(議)ヲ了ル(前更ニ説示ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公判廷ニ於テ其ノ申立ヲ為スヘシ

第九十六〔八十八〕条 (加筆・朱書) 評決〔答申〕ハ問ニ対シ然リ又ハ然ラスノ

語ヲ以テ之ヲ為スヘシ但シ問ニ掲クル事実ノ一部ヲ肯定又ハ

否定スルトキハ之ニ付然リ又ハ然ラスト語ヲ以テ評決

〔答申〕ヲ為スヘシ

第九十七〔八十九〕条 (加筆・朱書) 評決〔議〕ハ先ツ主問ニ付之ヲ為スヘシ

主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキハ之ニ付評決

〔議〕ヲ為スヘシ

第九十八条 陪審員ハ問ニ付各其ノ意見ヲ表示スヘシ

陪審長ハ最後ニ其ノ意見ヲ表示スヘシ

第九十九〔一〕条 犯罪構成事実ヲ肯定スル評決ヲ為スニハ陪審

員ノ過半数ノ意見ニ依ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ肯定ノ評決ヲ為スコト能ハ〔犯罪構成事実

ヲ肯定スル陪審員ノ意見其ノ過半数ニ達セ〕サルトキハ

第百〔九十二〕条 答申ハ問書ニ記載シ陪審長署名捺印シテ之ヲ

裁判長ニ提出スヘシ

答申ニ不備又ハ齟齬アルトキハ裁判長ハ問書ヲ返付シ更ニ

評決〔議〕ヲ為シ答申ヲ訂正スヘキ旨ヲ命スヘシ

第百一〔九十三〕条 裁判長ハ公判廷ニ於テ裁判所書記ヲシテ問

及之ニ対スル陪審ノ答申ヲ朗読セシムヘシ

第百二〔九十四〕条 前条ノ手續終リタルトキハ裁判長ハ陪審員

ヲ退廷セシムヘシ

第百三〔九十五〕条 裁判所陪審ノ評決〔答申〕ヲ不当ト認ムルト

キハ〔訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス〕決定ヲ以テ事件ヲ

更ニ他ノ陪審ノ評決〔議〕ニ付スルコトヲ得

第百四〔九十六〕条 陪審犯罪構成事実ヲ肯定スルノ答申ヲ為シ

タル〔場合〕ニ於テ裁判所前条ノ決定ヲ為ササル〕トキハ檢事ハ

適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スヘシ

被告人及弁護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

被告人又ハ弁護人ニハ最終ニ陳述スル機会ヲ与フヘシ

第百五〔九十七〕条 陪審ノ答申ヲ採択シテ〕判決ノ言渡ヲ為ス

ニハ裁判所ハ陪審ノ評決〔議〕ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル

旨ヲ示スヘシ

有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪トナルヘキ事実及法令ノ適用ヲ示ス

ヘシ刑ノ加重減免ノ原由タル事実上ノ主張アリタルトキハ之

ニ対スル判断ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ為スニハ犯罪構成事実ヲ認めサルコト又ハ被告

事件罪ト為ラサルコトヲ示スヘシ

第百六〔九十八〕条 引続キ七日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ

公判手續ヲ更新スヘシ

陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フ

コト能ハサル場合ニ於テ補充陪審員ナキトキ亦前項ニ同シ

第百七〔九十九〕条 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハ

ス公訴棄却、管轄違又ハ免訴ノ裁判ヲ為スヘキ原由アルコト

ヲ認メタル場合ニ於テハ陪審ノ評決〔議〕ニ付セスシテ審判ヲ

為スヘシ

第百八条 裁判所書記ハ陪審員ノ氏名、陪審ノ構成其ノ他陪審

二 関スル訴訟手続及裁判長ノ説示ノ要領ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第三節 上訴

第九(二)条 陪審ノ評決ニ付〔答申ヲ採択〕シテ事実ノ判断ヲ

為シタル事件ノ判決ニ対シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ス

第十(二)条 陪審ノ評決ニ付〔答申ヲ採択〕シテ事実ノ判断ヲ

為シタル事件ノ判決ニ対シテハ大審院ニ上告ヲ為スコトヲ得

第十一(二)条 上告ハ刑事訴訟ニ於テ第二審ノ判決ニ対シ上

告ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得但

シ事実ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二(四)条 左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノト

ス

一 法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサリシトキ

二 第十九(二)条第一項第一号又ハ第二十二(十二)条ノ規定ニ

依リ陪審員タルコトヲ得サル者評決〔議〕ニ関与シタルトキ

但シ評決〔議〕ヲ了ル〔前〕訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ

此ノ限ニ在ラス

三 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ陪審員評決

〔議〕ニ関与シタルトキ但シ第七十(六十二)条第三項ノ申立

ヲ為ササリシトキハ此ノ限ニ在ラス

四 忌避セラレタル陪審員評決〔議〕ニ関与シタルトキ但シ

評決〔議〕ヲ了ル〔前〕訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ

限ニ在ラス

五 裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキ

六 裁判長証拠トシテ説示シタルモノノ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノナルトキ

七 裁判長法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタルトキ

第十三(五)条 上告裁判所原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ事

実ノ審理ヲ為サスシテ自ラ裁判ヲ為ス場合ヲ除クノ外事件ヲ

原裁判所ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送

スヘシ

破毀ノ理由ト為リタル事項陪審ノ評決〔議〕ノ結果ニ影響ナキ

モノナルトキハ陪審ノ答申ハ其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テ

ハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答申以後ノ手続ノ

ミヲ為スヘシ

第四章 特別陪審

第十四条 特別陪審員ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ之ヲ選定ス

一 枢密院議長、枢密院副議長、枢密顧問官

二 貴族院議員

三 衆議院議員

四 官立ノ大学ノ教授及公立私立ノ大学ノ教員ニシテ之ニ相

当スル者

第十五条 特別陪審ハ前条各号ニ掲クル者各三人ヲ以テ之ヲ

構成ス

第十六条 特別陪審ノ評決ニ付スヘキ事件ニ付公判期日定期

タルトキハ大審院長ハ抽籤ヲ以テ第十四条各号ニ掲クル者

ノ中ヨリ各八人ノ特別陪審員ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第百十七条 特別陪審構成ノ手續ハ第百十四条各号ニ掲クル者

各五人以上出頭スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第百十八条 裁判長ハ出頭シタル特別陪審員ノ中ヨリ抽籤ヲ以

テ特別陪審ヲ構成スヘキ特別陪審員及第百十四条各号ニ掲ク
ル者各一人以上ノ補充特別陪審員ヲ選定スヘシ

第百十九条 第二十二條、第三十七條、第三十八條第二項第三

項及第四十一條ノ規定ハ特別陪審ニ之ヲ準用ス

第三章第一節及第二節ノ規定ハ第四十六條、第四十七條第三
項、第六十七條、第六十九條、第七十二條及第七十三條ノ規

定ヲ除クノ外特別陪審手續ニ之ヲ準用ス

第五(四)章 陪審費用

第百二十(一)條 左ニ掲クルモノヲ以テ陪審費用トシ訴訟費用

ノ一部トス

一 陪審員又ハ特別陪審員ノ呼出ニ要スル費用

二 陪審員又ハ特別陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料

第百二十一(七)條 陪審費用ハ第三条ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ

為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トシ第四条ノ場

合ニ於テハ陪審費用ヲ予納シタル被告人ノ負担トス

第六(五)章 罰則

第百二十二(八)條 陪審員又ハ特別陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ

五百円以下ノ過料ニ処ス

一 故ナク呼出ニ応セサルトキ

二 宣誓ヲ拒ミタルトキ

三 第九十一(八十二)條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

四 故ナク退廷シタルトキ

五 第九十二(八十四)條ノ指示ニ違反シタルトキ

第百二十三(九)條 陪審員又ハ特別陪審員評議ノ顛末又ハ各員
ノ意見若ハ其ノ多少ノ数ヲ漏泄シタルトキハ千円以下ノ罰金

ニ処ス

前項ノ事項ヲ新聞紙其ノ他出版物ニ掲載シタルトキハ新聞紙

ニ在リテハ編輯人及發行人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者

及發行者ヲ二千円以下ノ罰金ニ処ス

第百二十四(十)條 裁判長ノ許可ヲ受ケスシテ陪審ノ評議室ニ

入り又ハ陪審ノ評決(議ニ了ル)前裁判所内ニ於テ陪審員若ハ

特別陪審員ト交通シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第百二十五(十二)條 陪審ノ評決(議)ニ付セラレタル事件ニ付

陪審員又ハ特別陪審員ニ対シ請託ヲ為シ又ハ評決(議ヲ了ル)

前私ニ意見ヲ述ヘタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ

罰金ニ処ス

第百二十六(十三)條 過料ノ裁判ハ陪審員又ハ特別陪審員ヲ呼

出シタル裁判所檢事ノ意見ヲ聴キ決定ヲ以テ之ヲ為スヘシ

前項ノ決定ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得此ノ抗告ハ執行ヲ

停止スル効力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定

ヲ準用ス

第七(十二)章 補則

第百二十七(十三)條 市制第六條ノ市又ハ沖繩県若ハ北海道ノ

区ニ於テハ本法中ノ市ニ関スル規定ハ区ニ、市長ニ関スル規定ハ区长ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ関スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ関スル規定ハ町村長ニ準スヘ

キ者ニ之ヲ適用ス

第百二十八〔十四〕条 第十九〔二〕条ノ直接国税ノ種類ハ勅令ヲ

以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ本法ヲ適用セス

〔注記1〕

〔朱書〕「議決ニ至ラサル分」ノ〔黒印〕

〔注記2〕

〔朱書〕「二二」〔簿冊内件名番号〕

〔注記3〕

〔朱書〕「十年 司甲一七」

〔注記4〕

〔朱書〕「二月廿八日裁可」

〔注記5〕

〔朱書〕「司甲一七」

〔注記6〕

〔加筆〕「御覽濟内閣へ御下付」

〔注記7〕

〔圈〕

〔注記8〕

〔印〕

〔注記9〕

「伺ノ濟」

〔注記10〕

「供覽」

〔注記11〕

「内閣書記官」〔下條〕

〔注記12〕

「内閣書記官長」〔高橋〕

〔注記13〕

「内閣総理大臣 花押」〔原〕

〔注記14〕

〔加筆・朱書〕「法制局長官代理へ会回付」

〔注記15〕

「供覽」

〔注記16〕

「内閣書記官」〔下條〕〔高橋〕花押

〔注記17〕

「内閣書記官長」〔三上〕

〔注記18〕

「内閣総理大臣」〔印〕

〔注記19〕

〔朱書〕「司甲一七」

〔注記20〕

「供覽」

〔注記21〕

「内閣書記官」〔下條〕

(注記 22)

「内閣書記官長 花押」
(三王)

(注記 23)

「内閣総理大臣 花押」
(高橋)

(注記 24)

「法制局」

(注記 25)

「十年ノ法制局司第一九号ノ属」
二月二十七日

(注記 26)

「十年ノ司甲一七」
(朱書)

「大正十一年 公文雑纂 未決法律案
卷四十三 2A, 14, ④ 1649 未決予算」